

令和4年度 第4回 村上市子ども・子育て会議 次第

日時：令和5年1月16日（月）

午後2時から

会場：村上市役所 第5会議議室（5階）

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

（1）村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果について……………資料1

（2）村上市子どもの未来応援プラン（素案）について……………資料2

4 その他

5 今後の予定

6 閉 会

村上市子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和3年8月28日～令和5年8月27日

(敬称略)

番号	氏 名	号数	備 考
1	鈴木 みず穂	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡P T A協議会 理事
2	飯島 濃		山居町保育園 父母の会 会長
3	渡部 悠里		村上いづみ園父母の会 会長
4	平野 路子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員（兼村上市公民館運営審議会委員）
5	市井 栄吉		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事
6	長 千恵子		村上市主任児童委員
7	加藤 英人	3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	N P O法人 おたすけさんぽく 理事長
8	富樫 恵子		医療法人 佐藤医院 あんず保育園 事務次長
9	小池 展子		N P O法人 村上ohanaネット 副理事長
10	工藤 いく子		フードバンクさんぽく 代表
11	齋藤 武		一般社団法人 Natural 児童発達支援所 はる 代表理事
12	本間 まゆみ	4号委員 子ども・子育て支援に 関し学識経験のある者	N P O法人 ここスタ 理事
13	仙田 健		村上市岩船郡中学校長会 会長 村上市立村上第一中学校長
14	松田 洋平		村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長
15	仲 真人		新潟青陵大学短期大学部 幼児教育学科 教授

ア ド バ イ ザ ー	小池 由佳	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
	藤瀬 竜子	新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 教授

事 務 局	押切 和美	保健医療課長
	木村 静子	福祉課長
	渡辺 律子	学校教育課長
	平山 祐子	生涯学習課長
	中村 豊昭	こども課長
	山田 昌実	こども課長補佐（子育て支援室長）
	高橋 朗	こども課長補佐（子育て政策室長）

村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果

提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方について、次のとおり公表します。

【提出された意見の集計結果】

案件の名称	村上市子どもの未来応援プラン（素案）	
意見提出期間	令和4年12月1日～令和4年12月21日（21日間）	
意見の提出者数	2人	
意見の提出件数	7件	
意見の受付状況	持参	人
	郵送	人
	ファクシミリ	人
	電子メール	2人

【意見の概要とそれに対する市の考え方】

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>「努力します」や「取り組みます」といった言葉が並んでいますが具体的な数値目標がなく、指標が目標の数値となっていません。効果を評価するための課題の抽出と具体的な対応策、そしてその効果の数値が必要と思われます。現在は素案なので今後具体的になっていくものと期待します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>本計画では、課題に対して具体的な対応策や今後の方針・取組内容を記載しておりますが、数値による目標設定は行っておりません。ただし、本市の状況を把握・点検しながら計画を推進するため、参考とする指標を独自に設定しています（素案P108に一覧）。</p> <p>国が大綱で定めている指標においても同様の考え方がなされているところです（目標値とはされておりません）。</p> <p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>この度提出された意見はすべて要約なしで公表してください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見については、原則、原文のまま掲載させていただきました。</p>
3	<p>子どもは、自身がその意思をもって、その家庭や家族の処に生まれてきたという事ではないのであり、偶然にも、その親や家庭のもとに生まれてきたのですから、その家庭がどのような状況にあろうとも、その子どもには、当初から貧困により幸福追求の権利をはく奪されることは、認められないのが当然と考えます。それは、当たり前とは思いますが、それを当然とできる社会が、日本でも破壊されない事を平素願っています。</p> <p>そういう視点で見ると、貧困は当然どの社会にあるという第1章2(1)の記載内容には、政治の怠慢を感じずにはいられません。これは一自治体の課題というよりは、国レベルの既存の政策に多くの問題があったことだと感じています。</p> <p>根拠法にある地方自治体の責務が記載されていますが、国の経済対策への自治体としての意見の具申も重要な事だと感じます。この計画が具体的のどのような実績を作るのかが、そのための重要な要素であると思いますので、委員の方々には策定後の評価においても追跡ができるような仕組みを御検討頂きたいです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>子どもの貧困対策の推進に係る取り組みは、国や県と地方自治体が連携しながら取り組んでいかなければならないと考えます。第5章の2計画の進行管理にあるとおり、「村上市子ども・子育て会議」を活用しながら本計画について進捗管理などを行ってまいります。また、第5章の1計画の推進体制にあるとおり、必要な措置の要請を国や県に対して行うよう努めることとしています。</p> <p>ご指摘の第1章2(1)の記載内容については、貧困がどの社会にもあって当然という主旨ではございません。先進国で必要とされる「相対的貧困」という視点は、その社会の平均的な文化・生活水準との比較により導き出されるものであるため、どの社会においても一定数見られることがあるという主旨であり、かつ、それが「絶対的貧困」よりも表面化しにくいという傾向について触れているものです。</p> <p>なお、策定後の評価については、第5章2計画の進行管理に記載のとおり、「村上市子ど</p>

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
		も・子育て会議」を活用し、改善・推進を図ってまいります。
4	文面のことでの気になる点がありました。第1章の表紙の下の文です。下から3行目「...なかなか実感がわきにくいかもしれません。」という表現ですが、「実態が顕在化し難い懸念が有ります。」として見ることを提案します。	ご意見ありがとうございます。 国の進める「子供の未来応援国民運動」のホームページ冒頭でも、子どもの貧困が「見えにくい」と言われる文脈の中で「多くの人は『子供の貧困』に実感がわかないと思います。」という表現があります。ご指摘の文は、子どもの貧困が私たちの身近にある社会問題であるということに目を向けていただきたいという思いから、わかりやすい表現と考え使用したものです。 いただいたご意見については、表現を修正するかどうかも含めて検討させていただきます。
5	今回実施した調査が、どの様に変化したのかを5年後にも実施して比較することが必要だと思います。	ご意見ありがとうございます。 第5章の2 計画の進行管理にもある、「村上市子ども・子育て会議」を活用しながら本計画について進捗管理などを行ってまいります。あわせて、次期計画策定の際には、いただいたご意見のように比較できるような計画策定について検討してまいります。
6	教育の支援に関する事についての意見。 学習支援の面で、家庭で宿題の正答を親が見るような事は、ひとり親家庭でなくとも、共働きの家庭が多い中、実効性は薄いと考えます。実体験からも感じています。公教育の場で必要な学力を習得できない事が問題だと私は常々感じています。 公教育の内容への厳しい評価が求められる面も感じるのであります。 学習塾に通う事が当然のような状況を作ってきた社会の在り方が、改善必要だという事が大前提だと思います。 子ども・子育て会議の会議録によると、教育関係の委員の意見に、子どもが自己評価しているよりも、実際は学習成果が得られているという見方が示されていました。 また、調査から、区分1に該当する子どもの自己評価が低いのではないだろうかということでした。しかし、区分によらず、授業内容がわから	ご意見ありがとうございます。 学習支援の取り組みについては、P56の「調査等に見る課題」を受け、第4章の2 教育の支援にするとおり、「学校を中心とする支援」と「教育に係る費用負担の軽減」の2つの方向性で取り組みを進めてまいります。 前者についてはP78「教育補助員・学習支援員配置による学力向上事業」、後者についてはP80に記載の各事業を推進していく所存です。

No	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>ない子どもが、小学3年生までに分からなくなり、中学生までひきずっている可能性もうかがえます。その間の変化が同じ子どもではどうだろうか、という評価ができる調査ではないので、残念ですが、もしも同じ子どもが多くいたのであれば、それは支援の継続に対する検討が必要だろうと考えます。その継続ができていない理由を分析する必要もあると考えます。</p>	
7	<p>教育の支援に関する事。調査結果を参考にすると、小学3年生までに、自主学習の楽しさを習得するような場が身近にある事は、その後の家庭学習の習慣化にもつながる可能性も否定はできないと考えます。学童保育所の利用が多い年齢でもあり、学童保育所機能に学習支援の人材を加えるとか、空き教室や廃校を利用して居宅近くで子どもが下校後に、学童保育所と兼用で、直接通えるような場所を設けることで、貧困の有無に拘らず子どもの居場所も兼ねた学習支援の機会の保障が出きると、塾通いに経費を捻出する苦労が減る世帯も含めて住民への支援になるのでは、と考えます。</p> <p>特に高学力を志向する子ども以外の基礎的な学力を生活者として困らない程度に身に着けることが、公教育の最低限必要な成果ではないでしょうか。貧困家庭の可能性のある子どもはもちろん、それ以外の子どもでも、学力に自信が持てるような、学習が楽しく主体的にできるようになる、そうした子どもが増えることが、その子らが暮らす地域の、将来の教育的環境の維持向上にも繋がると思います。</p> <p>学ぶことが苦痛に思う様な人が増えることが、社会への関心も低めたり、社会人としての自己効力感をも低めてしまうのではないか。地方自治を担う未来の有権者でもある子どもの学習支援は、貧困からの脱出にも必要かも知れませんが、それは将来何らかの遭遇する問題事も乗り越えるための自信を育てることにもなると考え、とても大事なことだと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>ご指摘にあったとおり、貧困と思われる状況の有無に拘らず学習支援の機会を提供できるようにするべきだと認識しております。</p> <p>学校の授業以外での学習支援としては、P92(地域における支援)に記載の「地域未来塾」等により学習上のつまずきの解消や、学習意欲の向上を図るよう取り組む所存です。</p> <p>学習支援については、学校や地域、行政でどう取り組んでいくかこれからも検討を行ってまいります。</p>

資料 2

村上市子どもの未来応援プラン (令和5年度～令和9年度)

(素案)

令和5年 月

村上市

策定にあたって

令和5年3月
村上市長 高橋 邦芳

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 策定の背景	3
2 子どもの貧困とは	4
3 国・新潟県の取組	6
4 計画の概要	11
第2章 村上市の子どもと家庭の状況	13
1 統計に見る状況	15
2 調査の結果概要	22
3 調査等に見る課題	55
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念	63
2 基本目標	64
3 施策の体系	65
4 本計画とSDGs	67
第4章 施策の展開	69
1 支援につなげる	71
2 教育の支援	77
3 生活の支援	81
4 就労の支援	85
5 経済的支援	88
6 社会全体での支援	91
■ 施策の展開 全体のイメージ	96
第5章 計画の推進	97
1 計画の推進体制	99
2 計画の進行管理	99
3 子どもの貧困に関する指標	100
資料編	109
1 計画策定の経過	111
2 村上市子ども・子育て会議委員	112

第1章

計画の策定にあたって

- 1 策定の背景
- 2 子どもの貧困とは
- 3 国・新潟県の取組
- 4 計画の概要

わが国では今、生まれ育った環境によらず全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す取組が進められています。いわゆる「子どもの貧困対策」です。しかし、身近な社会問題でありながら、なかなか実感がわきにくいかもしれません。

第1章では、計画の策定にあたり、その社会的背景や、これまでの国等の動向、計画の位置づけなど基本的な事項を整理します。

1 策定の背景

(1) 社会背景

厚生労働省が行う「国民生活基礎調査」では、3年に1度の大規模調査時に相対的貧困率（以下「貧困率」といいます。）が公表されます。平成26年の発表では、平成24年における日本の子どもの貧困率が16.3%で、OECD（経済協力開発機構）加盟国34か国の中で25位（平成22年時点）と、先進国の中でも厳しい状況にあることがわかり、「子どもの貧困」が社会的課題として注目されるようになりました。

このような状況から、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）が施行されました。これを受け同年8月には、子どもの貧困対策についての基本的な方針や重点施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」といいます。）が閣議決定されています。

令和元年には子どもの貧困対策法の改正が行われ、子どもの貧困対策に関する計画の策定が都道府県では義務化、市町村では努力義務とされています。

平成27年に、国が「子供の未来応援国民運動」をスタートさせたことや、多くの自治体が関連する計画の策定を進めたことなどから、近年は、全国的にも「子どもの貧困」に関する社会の認知が進んできています。

(2) 計画の趣旨

本市では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」を根拠法令とし、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくための「村上市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

「村上市子どもの未来応援プラン」（以下「本計画」といいます。）は、子どもの貧困対策法第9条第3項に定める市町村計画として、「村上市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえつつ、村上市の全ての子ども¹が、家庭の環境や経済的な状況に関わらず健やかに成長し、夢や希望を持って将来を歩んでいくよう、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どものことを第一に考えた支援を総合的に推進していくことを目指すものです。

¹ 本計画における「子ども」は、特に注釈のない限り児童福祉法に基づき18歳未満の子どもを指すこととします。

2 子どもの貧困とは

(1) 絶対的貧困と相対的貧困

「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示します。世界銀行が平成27年10月に定義した国際的な貧困線の水準は、1日の生活コストが1.9米ドル未満で、当時の為替レートで日本円に換算すると約229円となります。こうした「絶対的貧困」は途上国に集中しています。

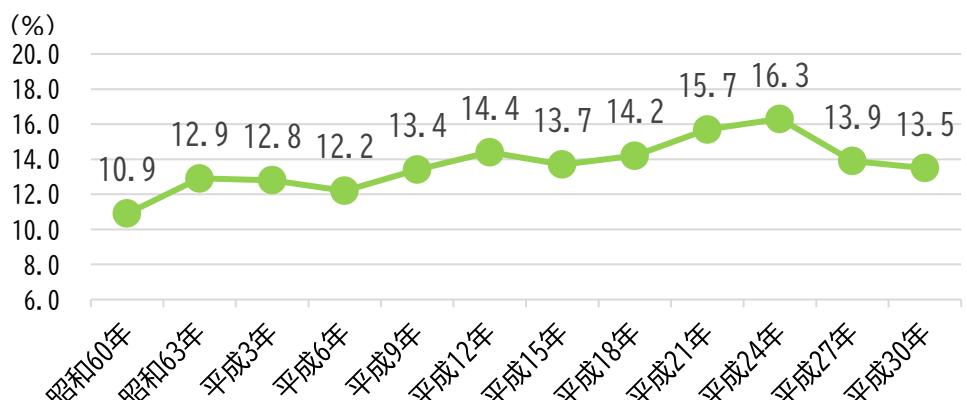
一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉える必要があります。「相対的貧困」とは、その国の平均的な文化水準や生活水準との比較によって導き出されるものです。人々が生活するためには、その社会の「通常」の生活レベルから、かけ離れて低いことのない生活レベルが必要だという考え方に基づいており、厚生労働省が公表する貧困率も、国民生活基礎調査における等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を「相対的貧困率」として算出しています。

この考え方では、どの国の社会にも、どの地域にも、貧困の家庭や、そこに属する子どもの貧困が存在することになります。しかし、「相対的貧困」は「絶対的貧困」に比べて表面化しにくい傾向にあります。

(2) 日本の子どもの貧困率の推移

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和 60 年に 10.9% だった子どもの貧困率は上昇を続け、平成 24 年には 16.3% に達しました。平成 27 年には 13.9%、平成 30 年²には 13.5% と改善されましたが、いまだに 7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあります。

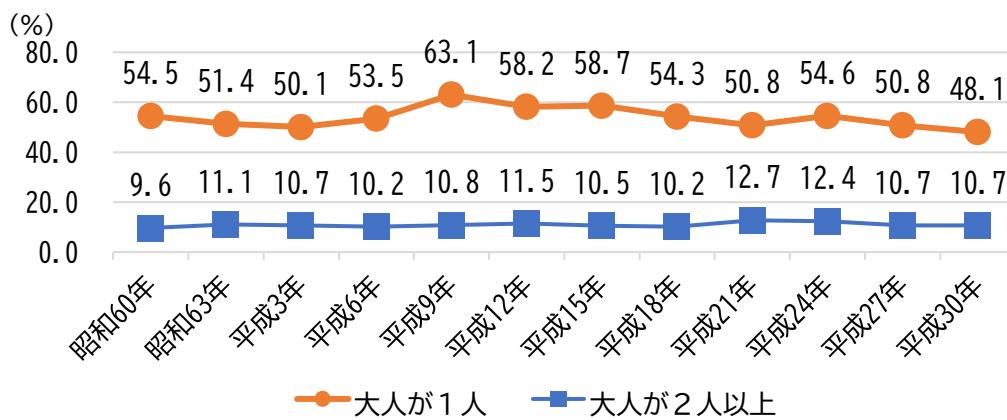
▼ 子どもの貧困率



(厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査の概況」より)

子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満）のうち、大人が 1 人の世帯の貧困率（平成 30 年）は 48.1% で、大人が 2 人以上の世帯の貧困率 10.7% の 4 倍を超えています。

▼ 子どもがいる現役世帯の貧困率



(厚生労働省「2019 年国民生活基礎調査の概況」より)

2 平成 30 (2018) 年の、可処分所得の「新基準」は、OECD の所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金に自動車税等、企業年金・個人年金等の掛金、仕送り額を追加）に基づいており、この新基準では、平成 30 年の子どもの貧困率は 14.0%、大人が 1 人の世帯の貧困率が 48.3%、大人が 2 人以上の世帯の貧困率が 11.2% となります。

3 国・新潟県の取組

(1) 子どもの貧困対策の推進に関する法律

平成25年6月26日に子どもの貧困対策法が公布され、平成26年1月17日に施行されました。

また、令和元年6月19日には同法の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が公布され、同年9月7日に施行されています。

改正法の主なポイント

- 子どもの将来だけでなく「現在」にも向けた対策であること
- 子どもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、健やかに育成されること
- 各施策を子どもの状況に応じて包括的かつ早期に講ずること
- 貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえること

①子どもの貧困対策法の目的と基本理念

子どもの貧困対策法では、目的と基本理念を次のように規定しています。

(目的)

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。
- 3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。
- 4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

②地方公共団体の責務

子どもの貧困対策法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第4条）とされています。

また、令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策法で、「市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

③子どもの貧困対策に関する大綱の策定

子どもの貧困対策法第8条では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない。」とされており、大綱では次に掲げる事項について定めるものとされています。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

(2) 子供の貧困対策に関する大綱

政府は、子どもの貧困対策法に基づき、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、5年経過後に見直しを行った新たな大綱を令和元年11月29日に閣議決定しています。

大綱では、子どもの貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～
(令和元年11月29日閣議決定)

第1 はじめに

（新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

第6 施策の推進体制等

2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

※大綱では「子ども」は「子供」と表記されています。

この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」で、地方公共団体において子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことに触れ、国が、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援するとしています。

また、大綱では関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため「子供の貧困に関する指標」を設定しています。

(3) 国による「子供の生活状況調査」

内閣府は、令和2年に子どもの貧困に関する初めての全国調査を実施しました。全国の中学生2年生とその保護者5,000組を対象に郵送で行われた調査で、半数を超える2,715組から回答を得ています。

令和3年12月に公表された報告書では、以下のような結果が報告されています。

- ・現在の暮らしの状況を「苦しい」又は「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、全体の25.3%に対し、貧困層では57.1%、ひとり親世帯では51.8%。
- ・保護者の「食料が買えなかった経験」は、全体の11.3%に対し、貧困層では37.7%、ひとり親世帯では30.3%。
- ・「大学又はそれ以上に進学したい」と思う子どもの割合は、全体の49.7%に対し、ひとり親世帯では34.7%、貧困層では28.0%。

あわせて報告書では、子供の生活状況調査の分析に関する検討会による総括として、調査から得られたメッセージや求められる支援、今後の課題などがまとめられています。

(令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書より)

(4) 新潟県子どもの貧困対策推進計画

新潟県では、子どもの貧困対策法第9条第3項に定める都道府県計画として「第2次新潟県子どもの貧困対策推進計画」(令和3年度～令和6年度)を策定しています。

そこでは、「1 親の妊娠期・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援を推進します」「2 支援が届いていない、又は届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進します」「3 子どもの貧困対策を進めていく上で、保護者等に対する支援も重要であるとの認識を持って取り組みます」「4 市町村をはじめとする関係機関と連携し、子どもの貧困対策を総合的に進めます」「5 子どもの貧困の実態把握に努め、実態を踏まえて対策を推進します」の5つの基本目標が示されています。

あわせて、努力義務とされている市町村の計画策定が他県と比較すると低い状況にあることに触れ、研修会等を実施し、全ての市町村において子どもの貧困対策推進計画が策定されるよう取組を進めるとしています。

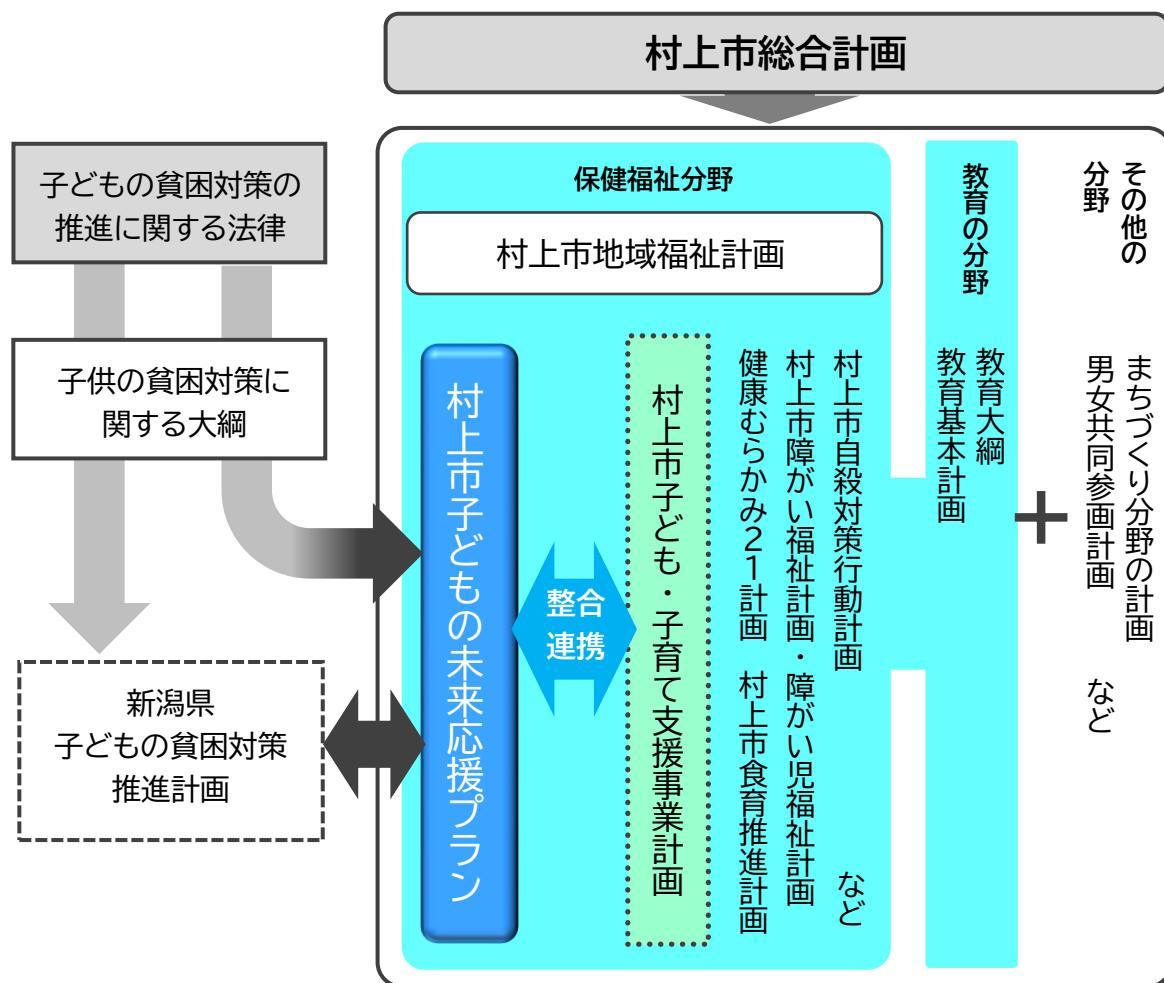
4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、村上市の最上位計画である「村上市総合計画」及び福祉の上位計画である「村上市地域福祉計画」と整合・連携を図り策定します。児童福祉分野の総合的計画として極めて関連が深いと考えられる「村上市子ども・子育て支援事業計画」、さらに、保健福祉分野やその他の分野の個別計画とも整合を図ります。

また、新潟県の「新潟県子どもの貧困対策推進計画」とも整合を図り、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえた計画とします。

▼ 計画の位置づけ

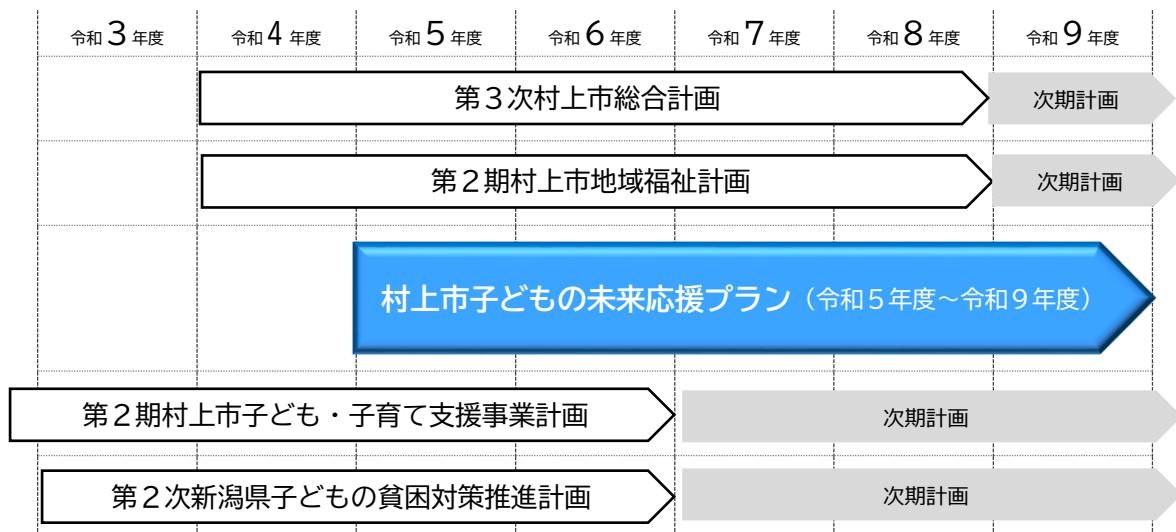


(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、国の法律や大綱の見直し、県の計画、本市の他計画、社会情勢等の動向を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

▼ 計画の期間

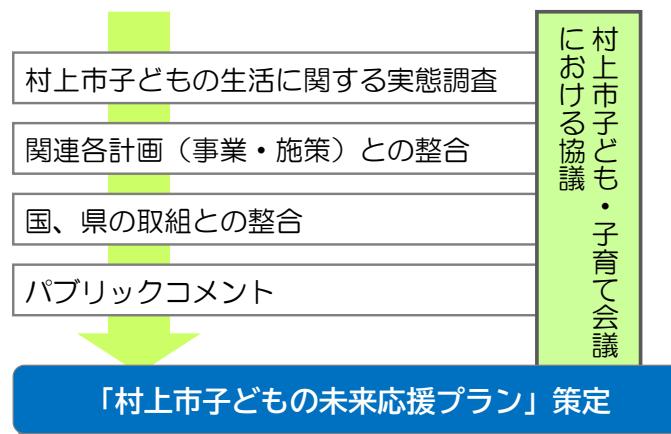


(3) 策定体制

本計画の策定にあたり、本市の子どもの生活状況や家庭の状況などを把握するための「村上市子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

計画の内容は「村上市子ども・子育て会議」において協議し、令和4年12月1日から12月21日までパブリックコメントを実施して広く市民の意見を募りました。

▼ 計画の策定体制



第2章

村上市の子どもと家庭の状況

- 1 統計に見る状況
- 2 調査の結果概要
- 3 調査等に見る課題

村上市の子どもや子育て世帯を取り巻く状況は、今、どのようにになっているのでしょうか。

第2章では、様々な統計データ、計画策定にあたり実施した調査における注目すべき結果などから、子どもたちや家庭の状況を把握し、そこに見られる課題についてまとめます。

1 統計に見る状況

(1) 総人口

総人口（令和4年4月1日現在）は、56,700人で、平成30年と比較すると4,323人減少しています。年齢3区分別では年少人口、生産年齢人口の減少が続き、高齢者人口は令和2年をピークとして減少に転じています。

▼ 総人口の推移（年齢3区分）



(2) 子どもの人口

子ども（0～17歳）の人口（令和4年4月1日現在）は6,627人です。年齢層別に、平成30年を100とした場合の令和4年の人口を見ると、全体が85.2%であるのに対し、就学前（0～5歳）は81.8%となっています。

▼ 子どもの人口の推移（年齢層別）

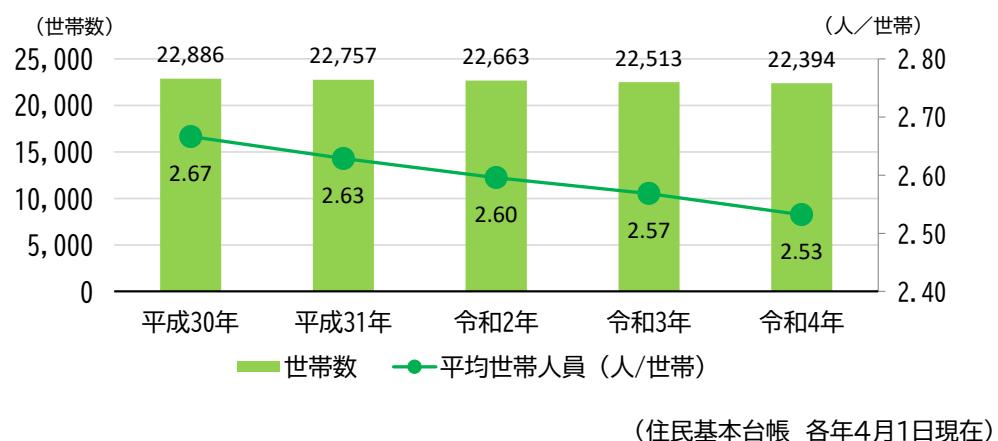


(住民基本台帳 各年4月1日現在)

(3) 世帯数と平均世帯人員

世帯数（令和4年4月1日現在）は22,394世帯で、減少傾向が続いています。総人口を世帯数で除した平均世帯人員も減少傾向で推移しています。

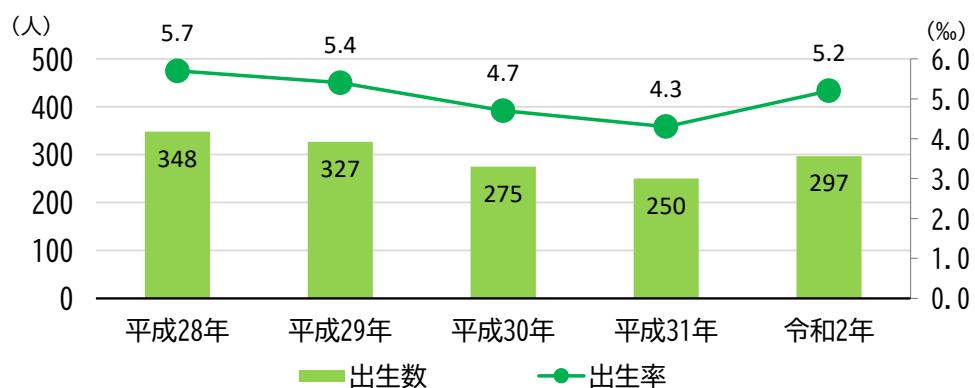
▼世帯数と平均世帯人員の推移



(4) 出生数と出生率

令和2年の出生数は297人、出生率は5.2‰^{*}で、平成31年と比べると出生数は47人の増加、出生率は0.9‰の上昇となっています。

▼出生数と出生率の推移



*出生率は人口千人当たりの出生数。単位は‰(パーミル)となります。

(村上市母子保健の現状 各年4月1日現在)

(5) 世帯構成

国勢調査によると、核家族世帯では増減が見られますが、母子家庭世帯及び父子家庭世帯は減少傾向となっています。

▼ 世帯構成の推移

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	22,006	22,097	21,466
核家族世帯	10,584	10,750	10,717
ひとり親世帯※	2,236	2,327	2,363
割合	10.2%	10.5%	11.0%
母子家庭世帯※	834	756	678
割合	3.8%	3.4%	3.2%
父子家庭世帯※	191	172	130
割合	0.9%	0.8%	0.6%

※ひとり親世帯は、親子の年齢に関わらず男親と子ども、女親と子どもで構成される世帯の合計です。

※母子家庭、父子家庭は 20 歳未満の子どものいる家庭。祖父母その他親族がいる世帯を含みます。

※各「割合」は一般世帯に占める割合です。

(国勢調査)

(6) 外国につながる世帯

総世帯数及び日本人のみの世帯が継続的に減少傾向であるのに対し、外国人のみの世帯及び日本人と外国人の複数国籍世帯は年により増減が見られます。

▼ 外国につながる世帯の推移

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総世帯数	22,886	22,757	22,663	22,513	22,394
日本人のみの世帯	22,636	22,497	22,368	22,227	22,154
外国人のみの世帯	154	164	195	191	142
日本人と外国人の複数国籍世帯	96	96	100	95	98
総世帯に占める外国人のいる世帯の割合	1.09%	1.14%	1.30%	1.27%	1.07%

(住民基本台帳:各年 4 月 1 日時点)

(7) 婚姻と離婚

婚姻率も離婚率も、5年間の推移では増減が見られますが、平成30年からの3年間で見ると、婚姻率は下降が続き、離婚率は上昇が続いています。

▼ 婚姻件数と婚姻率・離婚件数と離婚率の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
婚姻件数（件）	202	182	199	181	160
婚姻率（‰）*	3.25	2.98	3.33	3.08	2.77
離婚件数（件）	85	68	47	75	79
離婚率（‰）*	1.37	1.11	0.79	1.27	1.37

*婚姻率・離婚率は人口千人当たりの婚姻件数・離婚件数。単位は‰(パーセント)となります。

(新潟県統計:各年1月1日~12月31日)

(婚姻・離婚率は各年4月1日の住民基本台帳人口より計算)

(8) 各種手当等の支給状況

①生活保護

健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業などの扶助があります。受給世帯数は増加傾向です。

▼ 生活保護受給者数・世帯数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
生活保護受給者数(人)	578	588	624	612	623
生活保護受給世帯数(世帯)	437	446	467	471	487

(村上市調べ:各年度 3 月現在)

②児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を別にしている児童の家庭の生計安定と自立の促進のために支給されます。受給者総数は減少傾向です。

▼ 児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
受給者総数	449	402	395	369	359
一部支給	275	195	197	180	191
全部支給	174	207	198	189	168

(村上市調べ:各年 4 月 1 日現在)

③就学援助

経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。受給率はほぼ横ばいです。

▼ 就学援助認定者数と受給率の推移

(単位:人)

		平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
小 学 生	全児童数	2,487	2,393	2,308	2,298
	要保護	28	15	17	20
	準要保護	379	374	343	355
	合 計	407	389	360	375
	受給率※	16.4%	16.3%	15.6%	16.3%
中 学 生	全生徒数	1,286	1,231	1,186	1,121
	要保護	12	15	16	16
	準要保護	229	249	235	220
	合 計	241	264	251	236
	受給率※	18.7%	21.4%	21.2%	21.1%

※受給率は、受給している児童・生徒数を市立小・中学校それぞれの児童・生徒数で除したものです。

(村上市調べ:児童生徒数は各年度5月 1 日現在、要保護・準要保護認定者数は年度末時点)

(9) 子どもたちの状況

①家庭児童相談室への相談件数

家庭児童相談室への相談のうち、児童虐待に関する相談件数は減少の傾向にあります。令和2年度から、各機関との連携対応を行ったものだけを集計することとしたため件数が減少しています。

▼ 家庭児童相談室への相談件数の推移

(単位:件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
相談件数	264	303	316	226	246
うち児童虐待相談件数	113	115	104	100	85

(村上市調べ)

②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数

スクールカウンセラー相談件数は平成 30 年度以降減少傾向にあります。

一方スクールソーシャルワーカー相談件数は令和 2 年度から各校において積極的に相談につなげていることにより大幅に増えています。

▼ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー相談件数の推移

(単位:件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度
スクールカウンセラー 相談件数	824	1,389	1,037	999	733
スクールソーシャル ワーカー相談件数	36	76	62	169	175

(村上市調べ)

③生活保護世帯の高等学校等進学率

国の「子供の貧困に関する指標」にも使われているものです。

国では 93.7% (平成 30 年 4 月 1 日現在)ですが、村上市では毎年 100% となっています。

▼ 生活保護世帯の高等学校等進学率の推移

(単位:人)

	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
中学卒業者数	4	3	4	5	3
高等学校等進学者数	4	3	4	5	3
高等学校等進学率	100%	100%	100%	100%	100%

(村上市調べ:各年3月現在)

④生活保護世帯の大学等*進学率

国の「子供の貧困に関する指標」にも使われているものです。

国では36.0%（平成30年4月1日現在）ですが、村上市では平成30年66.7%でした。直近の令和4年では25.0%となっています。

▼ 生活保護世帯の大学等進学率の推移

(単位:人)

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
高等学校卒業者数	3	2	4	3	4
大学等進学者数	2	1	1	2	1
大学等進学率	66.7%	50.0%	25.0%	66.7%	25.0%

※大学等=大学又は短期大学

(村上市調べ:各年3月現在)

⑤市内小学校における不登校児童数の推移

市内小学校における不登校児童の割合は平成31年度をピークとして継続的に下降しています。

▼ 小学校における不登校児童数の推移

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
児童数	2,487	2,393	2,308	2,298
長期欠席者数	24	26	24	19
不登校	12	20	18	9
その他の理由	12	6	6	10
不登校児童の割合	0.48%	0.84%	0.78%	0.39%

(村上市調べ:児童数は各年度5月1日現在、長期欠席者数は年度末時点)

⑥市内中学校における不登校生徒数の推移

市内中学校における不登校生徒の割合は令和3年度に増加しています。

▼ 中学校における不登校生徒数の推移

(単位:人)

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
生徒数	1,286	1,231	1,186	1,121
長期欠席者数	66	55	62	78
不登校	57	51	59	74
その他の理由	9	4	3	4
不登校生徒の割合	4.43%	4.14%	4.97%	6.60%

(村上市調べ:生徒数は各年度5月1日現在、長期欠席者数は年度末時点)

2 調査の結果概要

(1) 子ども・保護者調査

①調査実施の概要

市内在住の小学校1年生、小学校5年生、中学校2年生、16～17歳（高等学校2年生及び高等学校に在籍していない同年齢の子どもを含む）の子ども本人とその保護者を対象に令和3年11月18日(木)～12月14日(火)に実施しました。

	子ども	保護者
小学校1年生	368人	368人
小学校5年生	408人	408人
中学校2年生	442人	442人
16-17歳	476人	476人
合 計	1,694人	1,694人

②調査方法

	調査方法
小学校1年生	●村上市立小・中学校に在籍の児童・生徒 ：学校を通じて配付・回収
小学校5年生	●村上市立以外の小・中学校に在籍の児童・生徒 ：郵送による配付・回収
中学校2年生	●村上市立以外の小・中学校に在籍の児童・生徒 ：郵送による配付・回収
16-17歳	郵送による配付・回収

③回収状況

		子ども	保護者	親子マッチング できた票数
小学校1年生	有効回答数	364票	310票	309票
	回答率	98.9%	84.2%	84.0%
小学校5年生	有効回答数	392票	372票	364票
	回答率	96.1%	91.2%	89.2%
中学校2年生	有効回答数	396票	368票	368票
	回答率	89.6%	83.3%	83.3%
16-17歳	有効回答数	177票	182票	175票
	回答率	37.2%	38.2%	36.8%
合 計	有効回答数	1,329票	1,232票	1,216票
	回答率	78.5%	72.7%	71.8%

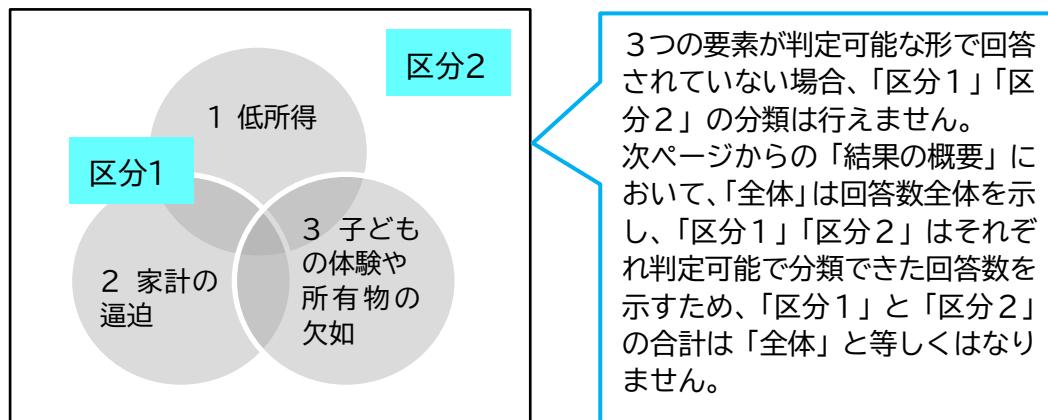
④調査結果における「区分」

本調査では下記の3つの要素の回答状況に基づいて分類を行っています。

1 低所得	等価世帯所得が厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値 437万円 ÷ √平均世帯人数(2.39人) × 50% = 141.3万円
2 家計の逼迫	経済的な理由で、電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃を支払えなかった経験や食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち1つ以上に該当する場合
3 子どもの体験や所有物の欠如	子どもの体験や所有物などに関する15項目※のうち、経済的な理由で、欠如している項目が3つ以上ある場合

【分類】

区分1	いずれか1つ以上の要素に該当する場合
区分2	いずれの要素にも該当しない



※「3 子どもの体験や所有物の欠如」の要素15項目

①海水浴に行く	⑨学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)
②博物館・科学館・美術館などに行く	⑩お誕生日のお祝いをする
③キャンプやバーベキューに行く	⑪1年に1回くらい家族旅行に行く
④スポーツ観戦や劇場(映画館を含む)に行く	⑫クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる
⑤遊園地やテーマパークに行く ＊16-17歳は「友人と遊びに出かけるお金」	⑬子どもの年齢に合った本
⑥毎月お小遣いを渡す	⑭子ども用のスポーツ用品・おもちゃ
⑦毎年新しい洋服・靴を買う	⑮子どもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所
⑧習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる	

⑤結果の概要

相談の有無

これまで困ったときに以下の公的機関等に相談したことがありますか。

いずれの年齢層でも「相談したかったが、抵抗感があった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の回答が一定数見られ、総じて区分1で割合が高くなっています。

小学校1年生保護者

(単位:%)

	相談した ことがある	相談したことがない			
		相談したいと 思ったことが なかった	相談したかっ たが、抵抗感 があった	相談時間や場 所などが使い づらかった	相談する窓口 や方法がわか らなかった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=310)	22.9	61.0	4.8	1.3	4.2
区分1(n=50)	28.0	36.0	10.0	6.0	12.0
区分2(n=178)	23.0	64.6	5.6	0.0	2.8
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=310)	59.4	30.3	2.9	1.0	2.9
区分1(n=50)	58.0	18.0	8.0	2.0	8.0
区分2(n=178)	62.9	30.3	1.7	1.1	1.7
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=310)	1.0	81.0	2.6	0.6	8.7
区分1(n=50)	2.0	58.0	4.0	2.0	26.0
区分2(n=178)	1.1	86.5	3.4	0.6	5.1
保健所					
全体(n=310)	4.2	81.3	2.6	0.6	5.5
区分1(n=50)	8.0	60.0	6.0	2.0	16.0
区分2(n=178)	3.9	86.5	2.8	0.6	2.8
ハローワーク					
全体(n=310)	22.3	67.1	0.3	1.3	4.2
区分1(n=50)	34.0	42.0	0.0	2.0	16.0
区分2(n=178)	21.9	71.9	0.6	0.6	2.2
社会福祉協議会					
全体(n=310)	1.9	84.5	1.0	0.6	6.5
区分1(n=50)	6.0	64.0	2.0	4.0	16.0
区分2(n=178)	1.1	89.9	1.1	0.0	5.1

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

小学校5年生保護者

(単位:%)

	相談したことがある	相談したことがない			
		相談したいと思ったことがなかった	相談したかったが、抵抗感があった	相談時間や場所などが使いづらかった	相談する窓口や方法がわからなかった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=372)	21.5	62.6	7.0	0.8	3.0
区分1(n=94)	25.5	47.9	17.0	1.1	4.3
区分2(n=199)	24.1	66.8	3.0	1.0	2.5
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=372)	53.0	33.9	4.6	1.1	2.4
区分1(n=94)	47.9	27.7	11.7	2.1	4.3
区分2(n=199)	56.3	35.7	2.5	0.5	1.5
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=372)	1.6	83.1	2.2	0.5	6.2
区分1(n=94)	3.2	69.1	6.4	0.0	13.8
区分2(n=199)	0.5	90.5	0.5	1.0	3.5
保健所					
全体(n=372)	3.2	81.5	3.0	0.0	5.6
区分1(n=94)	3.2	71.3	6.4	0.0	12.8
区分2(n=199)	2.5	88.9	0.5	0.0	3.0
ハローワーク					
全体(n=372)	23.7	65.9	1.6	0.0	2.7
区分1(n=94)	28.7	55.3	4.3	0.0	5.3
区分2(n=199)	22.6	70.9	1.0	0.0	1.5
社会福祉協議会					
全体(n=372)	1.9	84.7	1.3	0.0	6.2
区分1(n=94)	3.2	74.5	4.3	0.0	10.6
区分2(n=199)	2.0	89.4	0.5	0.0	5.0

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

中学校2年生保護者

(単位:%)

	相談した ことがある	相談したことがない			
		相談したいと 思ったことが なかった	相談したかっ たが、抵抗感 があった	相談時間や場 所などが使い づらかった	相談する窓口 や方法がわから なかつた
市役所の各種相談窓口					
全体(n=368)	20.1	63.6	7.1	0.5	3.5
区分1(n=99)	25.3	44.4	16.2	0.0	7.1
区分2(n=189)	18.5	73.0	3.7	1.1	2.1
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=368)	46.2	40.2	4.6	1.1	2.4
区分1(n=99)	41.4	33.3	11.1	1.0	4.0
区分2(n=189)	50.8	42.3	2.1	1.6	1.6
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=368)	3.3	79.1	3.5	0.3	7.1
区分1(n=99)	7.1	61.6	8.1	0.0	13.1
区分2(n=189)	2.6	89.4	1.1	0.5	4.2
保健所					
全体(n=368)	6.5	76.4	4.1	0.3	4.9
区分1(n=99)	8.1	60.6	10.1	0.0	10.1
区分2(n=189)	7.9	84.1	1.6	0.5	2.1
ハローワーク					
全体(n=368)	24.2	62.2	3.0	0.8	3.8
区分1(n=99)	24.2	49.5	8.1	1.0	8.1
区分2(n=189)	27.0	68.3	0.5	0.5	1.6
社会福祉協議会					
全体(n=368)	4.9	78.0	3.0	0.3	6.3
区分1(n=99)	8.1	62.6	11.1	0.0	9.1
区分2(n=189)	5.3	86.2	0.0	0.5	4.8

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

16-17歳保護者

(単位:%)

	相談したことがある	相談したことがない			
		相談したいと思ったことがなかった	相談したかったが、抵抗感があった	相談時間や場所などが使いづらかった	相談する窓口や方法がわからなかった
市役所の各種相談窓口					
全体(n=182)	15.9	61.5	5.5	2.7	6.6
区分1(n=46)	26.1	41.3	6.5	6.5	8.7
区分2(n=81)	11.1	76.5	3.7	2.5	4.9
学校・保育園・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど					
全体(n=182)	29.1	52.2	6.0	3.3	3.3
区分1(n=46)	39.1	41.3	6.5	4.3	2.2
区分2(n=81)	24.7	60.5	7.4	2.5	2.5
民生委員・(主任)児童委員					
全体(n=182)	0.5	80.8	2.7	0.5	7.1
区分1(n=46)	0.0	71.7	4.3	0.0	15.2
区分2(n=81)	0.0	90.1	3.7	0.0	3.7
保健所					
全体(n=182)	6.0	76.4	2.2	0.5	6.6
区分1(n=46)	4.3	65.2	6.5	0.0	15.2
区分2(n=81)	2.5	88.9	1.2	0.0	3.7
ハローワーク					
全体(n=182)	22.0	64.8	1.6	1.1	3.3
区分1(n=46)	30.4	52.2	4.3	0.0	6.5
区分2(n=81)	16.0	77.8	0.0	1.2	2.5
社会福祉協議会					
全体(n=182)	2.7	80.2	0.5	0.5	6.6
区分1(n=46)	4.3	73.9	2.2	0.0	10.9
区分2(n=81)	2.5	87.7	0.0	0.0	4.9

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「相談したことがない」うち「相談したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

情報の入手方法

子どもに関する市の取組や子育て支援の情報をどういう方法で受け取っていますか。

いずれの年齢層でも「学校からのお便り(紙のもの)」、「行政機関の広報誌」の順で割合が高くなっています。

「行政機関の広報誌」、「行政機関のホームページ」、「SNS (LINE、ツイッターなど)」、「学校からのメール」はいずれの年齢層も区分1で割合が低くなっています。

(単位:%)

	行政機関 の広報誌	行政機関 のホームページ	SNS (LINE、ツ イッターな ど)	学校から のお便り (紙のもの)	学校から のメール	家族や 友人か らの情 報	受け 取って いない
小学校1年生保護者							
全体(n=310)	57.1	18.7	14.5	81.9	46.5	35.2	3.5
区分1(n=50)	40.0	20.0	6.0	72.0	40.0	28.0	6.0
区分2(n=178)	61.2	21.3	18.0	87.6	48.9	38.2	3.4
小学校5年生保護者							
全体(n=372)	60.2	18.0	8.6	79.0	42.5	34.7	3.2
区分1(n=94)	43.6	17.0	6.4	72.3	36.2	28.7	6.4
区分2(n=199)	65.3	19.1	11.1	85.9	45.2	38.7	2.5
中学校2年生保護者							
全体(n=368)	62.5	21.2	8.2	72.6	47.8	27.7	3.3
区分1(n=99)	54.5	15.2	8.1	64.6	48.5	32.3	5.1
区分2(n=189)	69.8	27.5	8.5	79.4	50.3	25.4	2.1
16-17歳保護者							
全体(n=182)	58.8	18.1	11.5	62.6	44.0	24.2	6.6
区分1(n=46)	50.0	8.7	8.7	67.4	45.7	15.2	8.7
区分2(n=81)	70.4	23.5	11.1	65.4	46.9	30.9	6.2

※その他及び無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

情報を今後受け取りたい方法

子どもに関する市の取組や子育て支援の情報を今後どういう方法で受け取りたいですか。

16-17歳保護者を除くいすれの年齢層でも「学校からのお便り(紙のもの)」の割合が最も高くなっています。

「行政機関の広報誌」、「行政機関のホームページ」はいすれの年齢層も区分1で割合が低くなっています。

(単位:%)

	行政機関の広報誌	行政機関のホームページ	SNS (LINE、ツイッターなど)	学校からのお便り(紙のもの)	学校からのメール	家族や友人からの情報	受け取りたいと思わない
小学校1年生保護者							
全体(n=310)	38.1	14.5	31.6	62.6	48.7	19.4	1.3
区分1(n=50)	24.0	14.0	26.0	50.0	52.0	14.0	2.0
区分2(n=178)	43.3	18.0	33.1	67.4	50.6	22.5	1.7
小学校5年生保護者							
全体(n=372)	46.0	19.4	26.6	55.6	48.1	20.7	3.8
区分1(n=94)	37.2	17.0	24.5	51.1	37.2	14.9	7.4
区分2(n=199)	50.3	22.1	29.1	59.8	55.8	25.1	2.0
中学校2年生保護者							
全体(n=368)	50.5	24.2	20.9	53.5	48.4	16.0	4.1
区分1(n=99)	38.4	20.2	23.2	48.5	46.5	16.2	2.0
区分2(n=189)	60.3	29.6	20.6	58.2	51.3	15.3	5.3
16-17歳保護者							
全体(n=182)	47.3	24.7	17.0	45.6	45.6	13.2	3.3
区分1(n=46)	45.7	21.7	17.4	60.9	52.2	10.9	0.0
区分2(n=81)	55.6	27.2	19.8	46.9	45.7	17.3	4.9

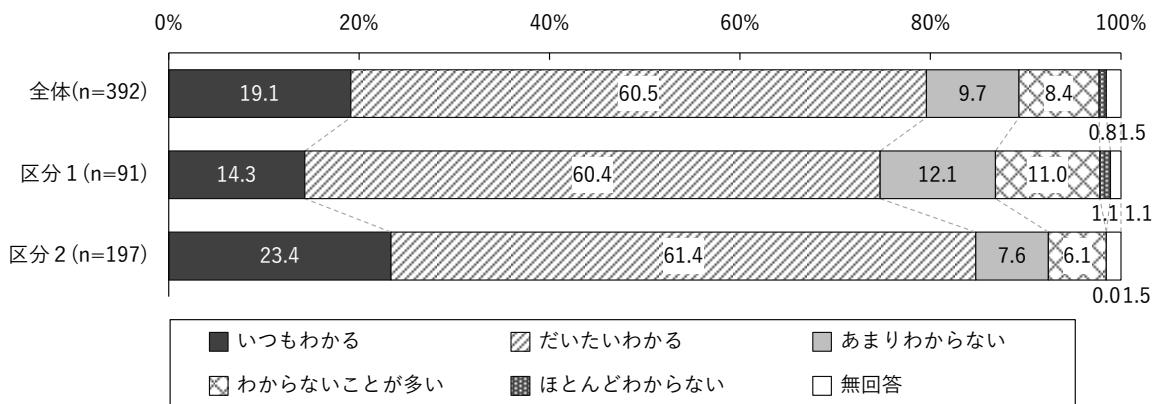
※その他及び無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

授業の理解度

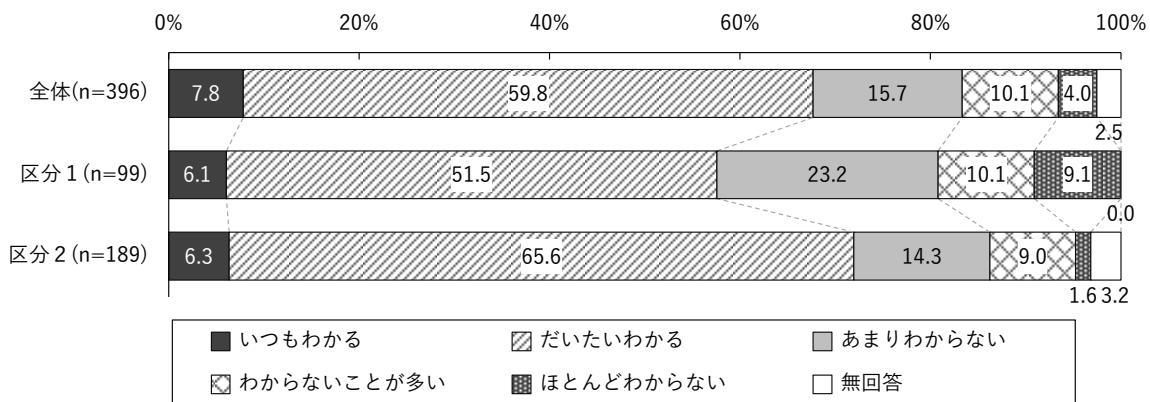
学校の授業がわからないことがありますか。

「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を合わせた『わからない』の割合は、小学校5年生で18.9%、中学校2年生で29.8%となっています。いずれも区分1で割合が高くなっています。

小学校5年生



中学校2年生



授業がわからなくなったりましたか。

いつごろから、授業がわからなくなりましたか。

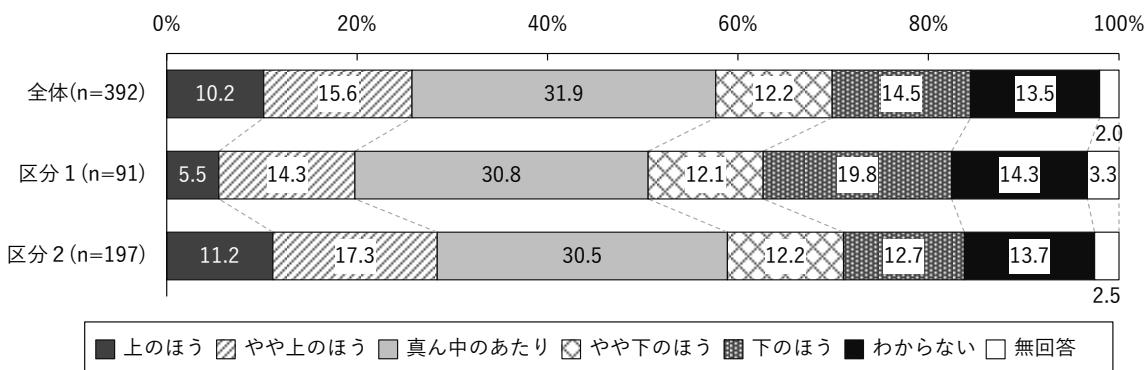
小学校5年生では「5年生になってから」が38.9%と最も高く、「4年生のころ」が33.3%、「3年生のころ」が13.9%となっていました。中学校2年生では「中学1年生のころ」が32.1%と最も高く、「小学5・6年生のころ」が19.6%、「小学3・4年生のころ」が17.9%、「中学2年生になってから」が12.5%、「小学1・2年生のころ」が10.7%となっていました。

子どもの主観的学校の成績

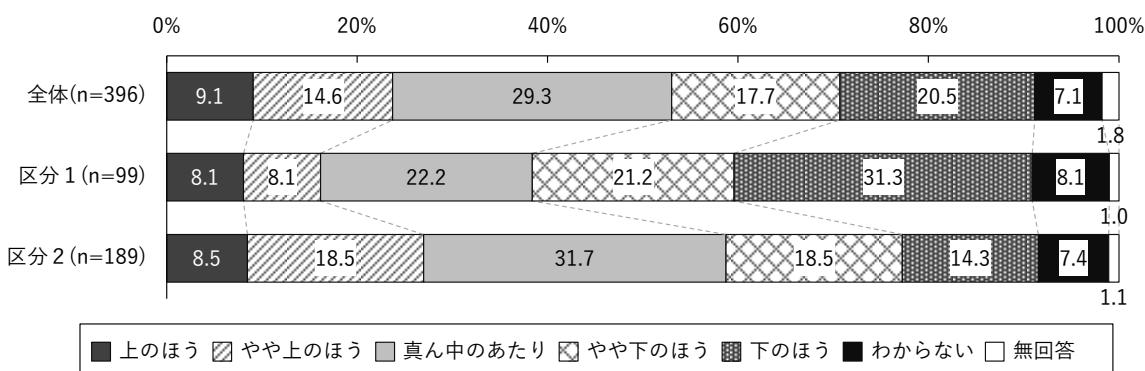
あなたの成績は、クラスの中でどのくらいだと思いますか。

「やや下のほう」「下のほう」を合わせた『下のほう』の割合は、小学校5年生で26.7%、中学校2年生で38.2%となっています。いずれも区分1で割合が高くなっています。

小学校5年生



中学校2年生

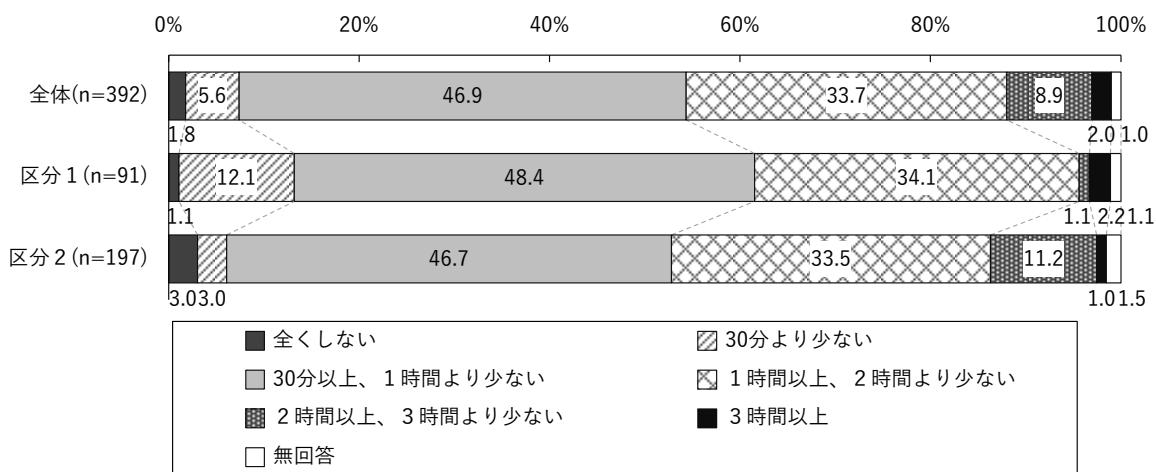


学校の授業以外での勉強時間

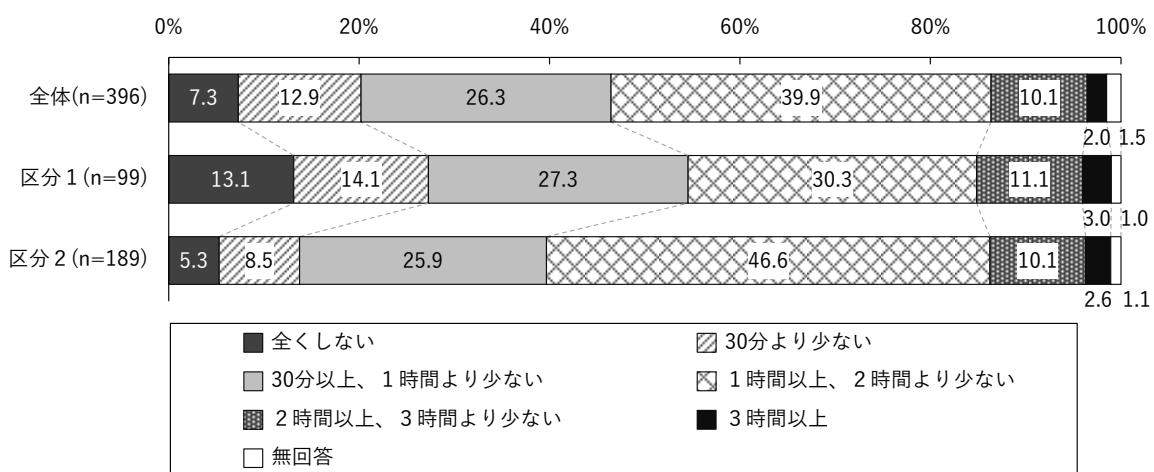
ふだん（月～金曜日）学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか。

小学校5年生では「30分以上、1時間より少ない」が46.9%、中学校2年生では「1時間以上、2時間より少ない」が39.9%で最も高くなっています。1時間以上勉強する割合は、いずれの年齢層でも区分1でやや低くなっています。

小学校5年生



中学校2年生

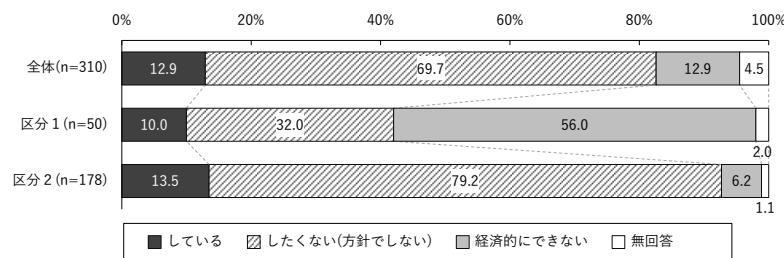


学校以外での学習機会

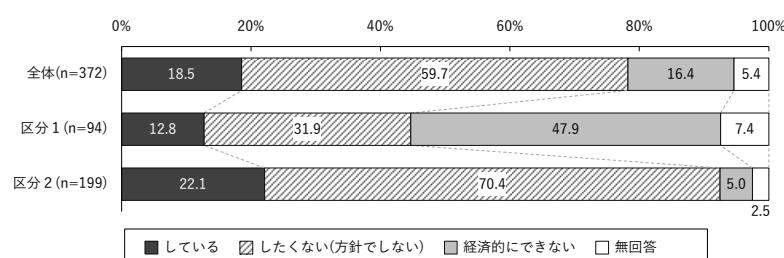
お子さんに次のことをしていますか「学習塾に通わせる（家庭教師に来てもらう）」

「経済的にできない」と回答した割合は、小学校1年生で12.9%、小学校5年生で16.4%、中学校2年生で20.9%、16-17歳で17.6%となっていきます。いずれの年齢層でも区分1で割合が高くなっています。

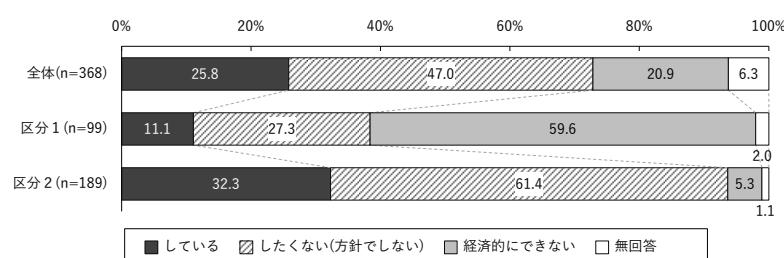
小学校1年生保護者



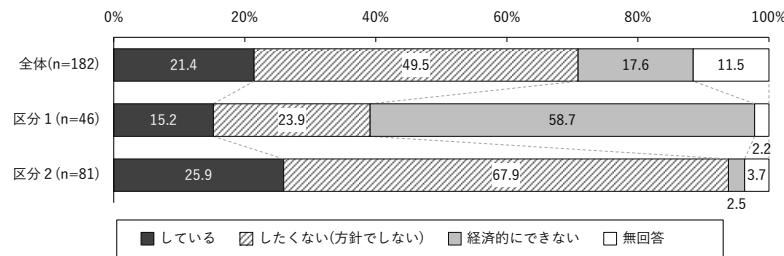
小学校5年生保護者



中学校2年生保護者



16-17歳保護者



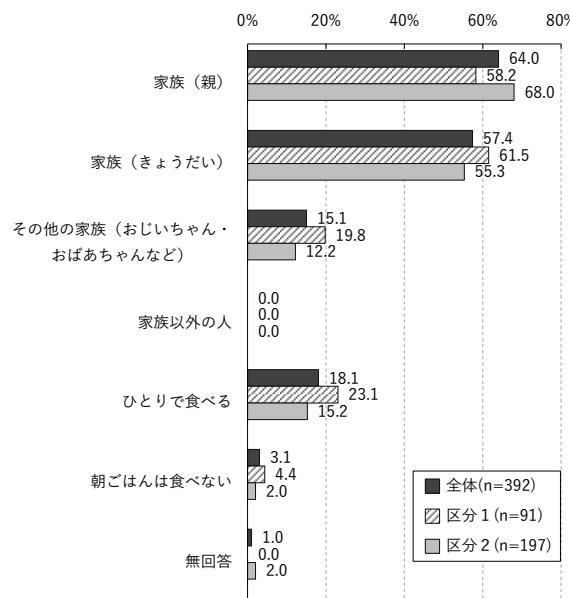
朝食と一緒に食べる人

平日（学校に行く日）に朝ごはんをだれと食べますか。

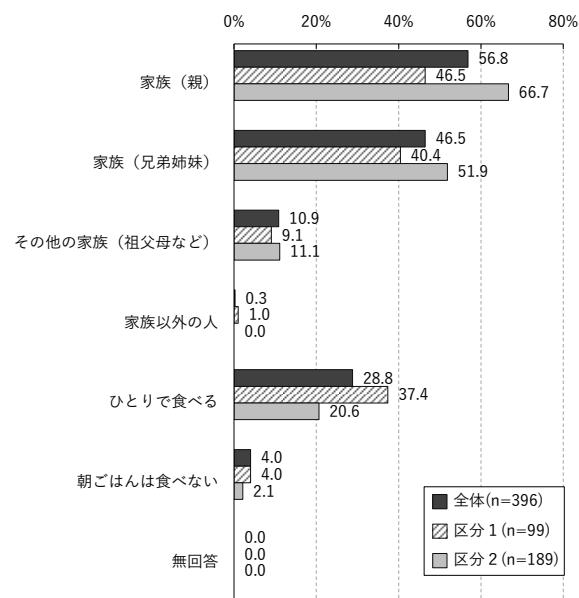
小学校5年生では「家族（親）」が64.0%、「家族（きょうだい）」が57.4%、中学校2年生では「家族（親）」が56.8%、「家族（兄弟姉妹）」が46.5%となっています。

「ひとりで食べる」割合はいずれの年齢層でも区分1で高くなっています。

小学校5年生



中学校2年生



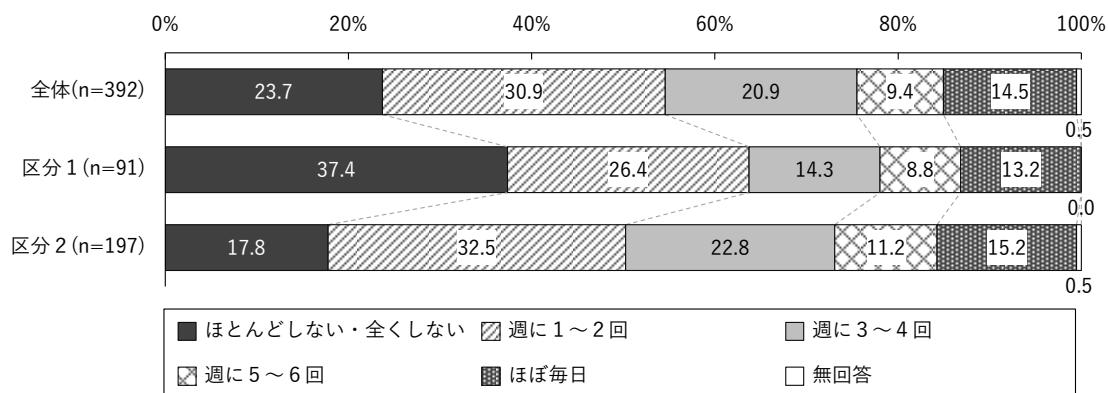
運動の状況

30分以上からだを動かす遊びや習い事を、1週間でどれくらいしますか。

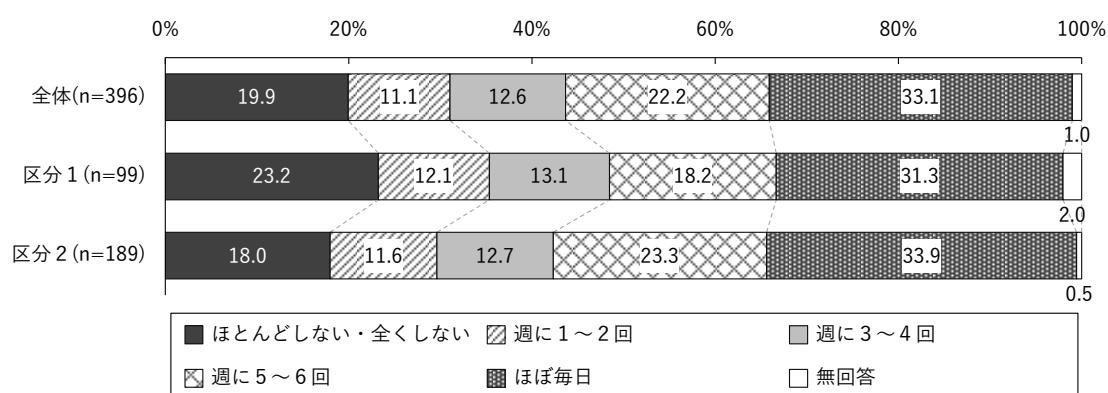
小学校5年生では「週に1～2回」が30.9%、中学校2年生では「ほぼ毎日」が33.1%、16-17歳では「ほとんどしない・全くしない」が32.8%とそれぞれ最も高くなっています。

「ほとんどしない・全くしない」の割合は、小学校5年生及び16-17歳の区分1では区分2の2倍程度と高くなっています。

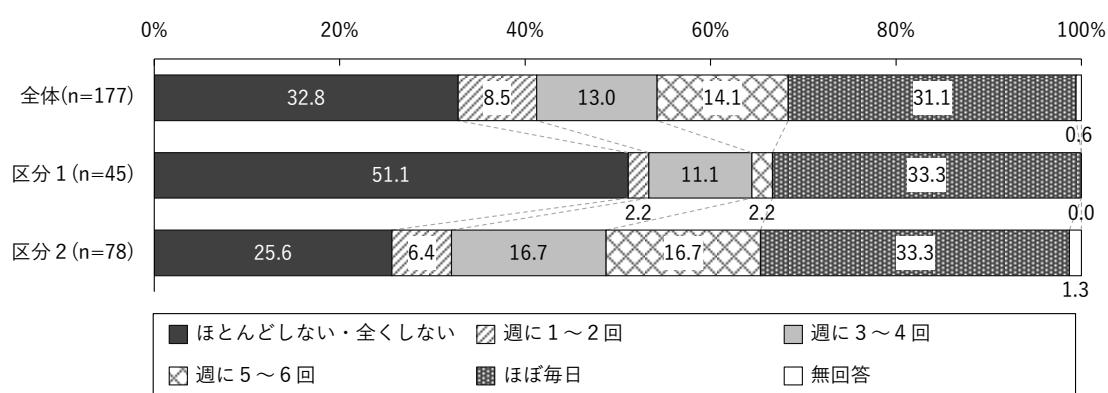
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳

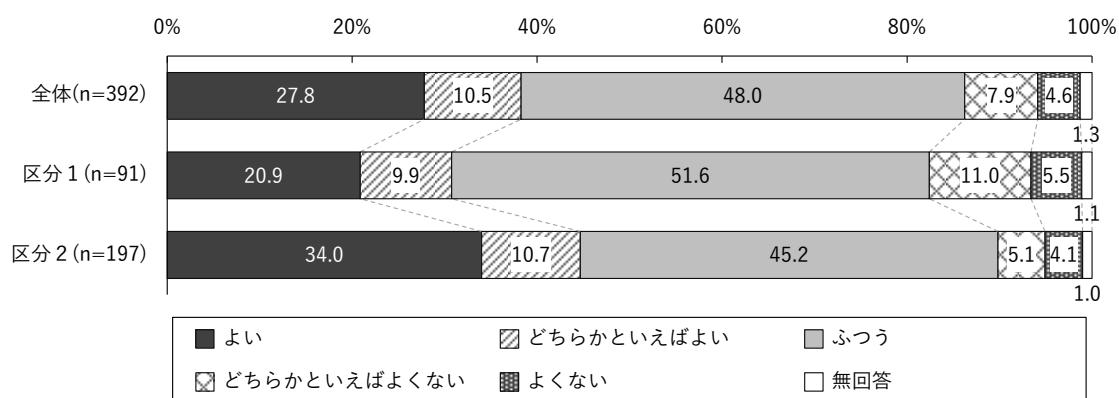


主観的健康状態

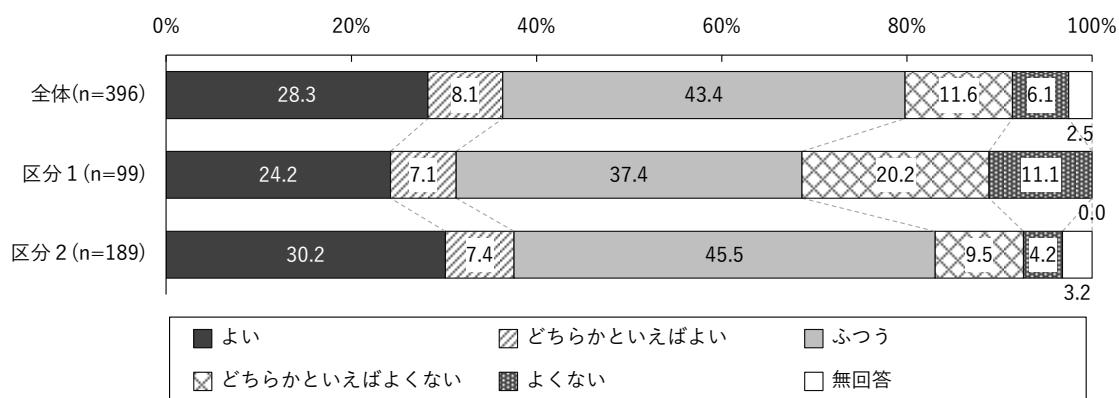
現在の健康状態についてどう感じていますか。

「よい」「どちらかといえばよい」を合わせた『よい』の割合は、小学校5年生で38.3%、中学校2年生で36.4%、16-17歳で46.9%となっています。「よくない」「どちらかといえばよくない」を合わせた『よくない』の割合は、小学校5年生と中学校2年生では区分1で高くなっています。

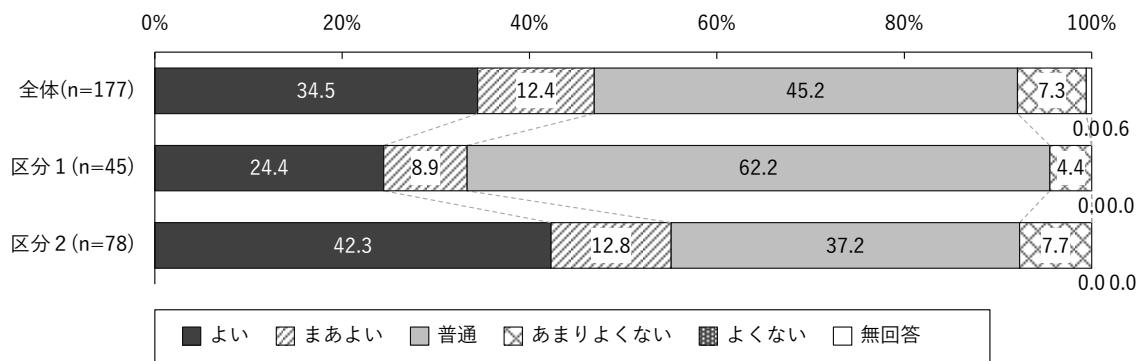
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳

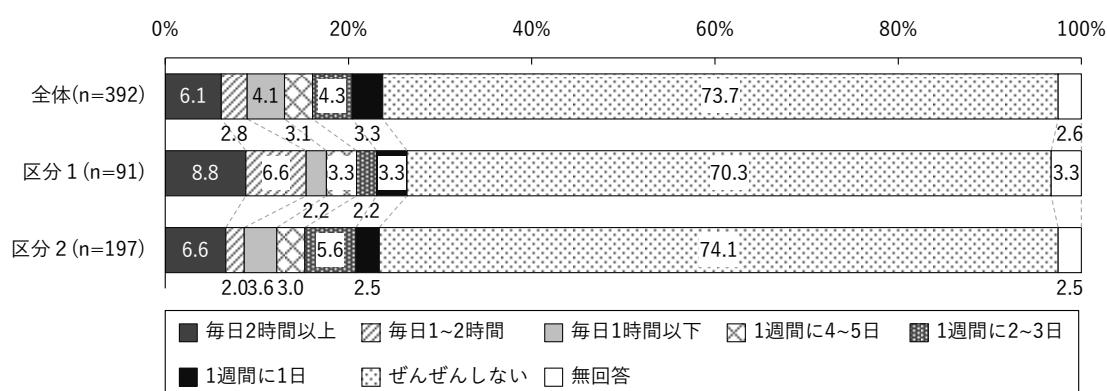


子どもによる家族の世話

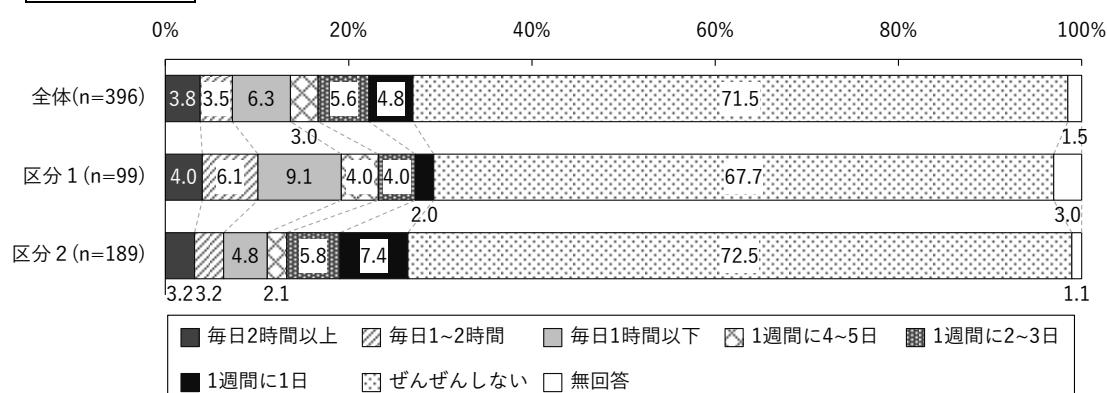
以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。「親やきょうだい、おじいちゃん・おばあちゃんの世話や介護」

「ぜんぜんしない」と回答した割合は、小学校5年生で73.7%、中学校2年生で71.5%、16-17歳で85.9%とそれぞれ最も高くなっています。「毎日2時間以上」と回答した割合は、いずれの年齢層も区分1で高くなっています。

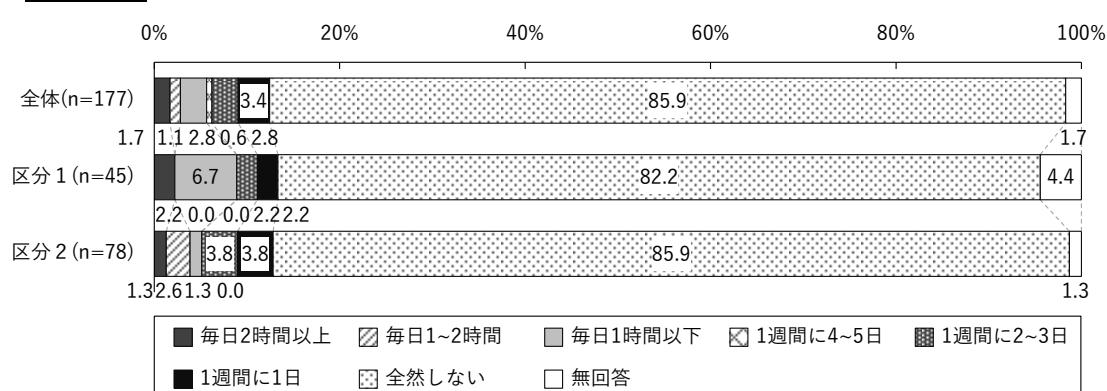
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳



母親の収入の変化

(専業主婦、学生、無職以外の方への質問) 2020年11月と比べて、収入に変化はありましたか。

「減った」と回答した割合は小学校1年生で17.3%、小学校5年生で14.6%、中学校2年生で17.8%、16-17歳で14.9%となっています。いずれの年齢層も区分1で割合が高くなっています。

(単位:%)

		変化なし	減った	増えた	無回答
小学校1年生 の母親	全体(n=283)	64.3	17.3	16.3	2.1
	区分1(n=44)	52.3	34.1	11.4	2.3
	区分2(n=165)	65.5	15.2	18.2	1.2
小学校5年生 の母親	全体(n=336)	67.3	14.6	16.1	2.1
	区分1(n=75)	57.3	25.3	14.7	2.7
	区分2(n=188)	70.2	13.3	14.9	1.6
中学校2年生 の母親	全体(n=331)	68.3	17.8	12.4	1.5
	区分1(n=89)	59.6	28.1	11.2	1.1
	区分2(n=167)	73.1	14.4	12.0	0.6
16-17歳 の母親	全体(n=161)	72.0	14.9	11.8	1.2
	区分1(n=38)	65.8	21.1	13.2	0.0
	区分2(n=75)	70.7	12.0	14.7	2.7

父親の収入の変化

(専業主夫、学生、無職以外の方への質問) 2020年11月と比べて、収入に変化はありましたか。

「減った」と回答した割合は小学校1年生で22.9%、小学校5年生で23.0%、中学校2年生で20.1%、16-17歳で20.7%となっています。いずれの年齢層も区分1で割合が高くなっています。

(単位:%)

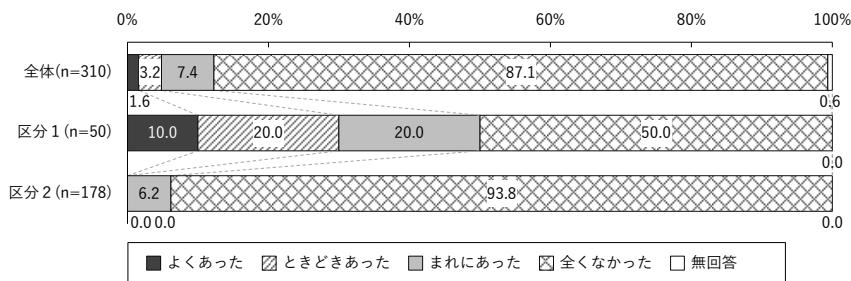
		変化なし	減った	増えた	無回答
小学校1年生 の父親	全体(n=284)	62.7	22.9	10.6	3.9
	区分1(n=34)	52.9	38.2	8.8	0.0
	区分2(n=172)	66.3	19.8	12.8	1.2
小学校5年生 の父親	全体(n=305)	65.9	23.0	7.5	3.6
	区分1(n=55)	49.1	43.6	3.6	3.6
	区分2(n=178)	69.7	18.5	10.1	1.7
中学校2年生 の父親	全体(n=309)	70.2	20.1	5.5	4.2
	区分1(n=59)	67.8	25.4	1.7	5.1
	区分2(n=179)	72.1	18.4	7.8	1.7
16-17歳 の父親	全体(n=150)	71.3	20.7	8.0	0.0
	区分1(n=33)	60.6	36.4	3.0	0.0
	区分2(n=70)	75.7	15.7	8.6	0.0

食料が買えなかった経験

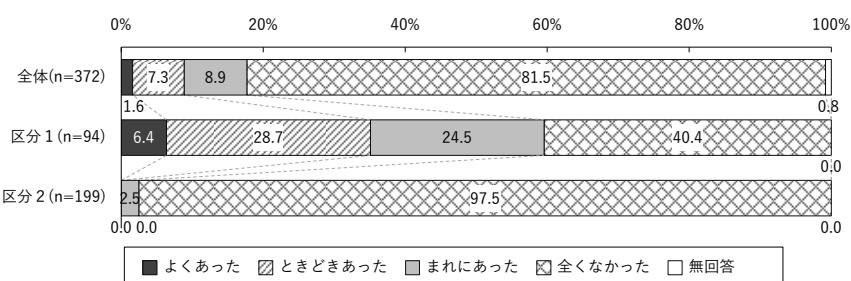
過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、いずれの年齢層でも区分1で高くなっています。

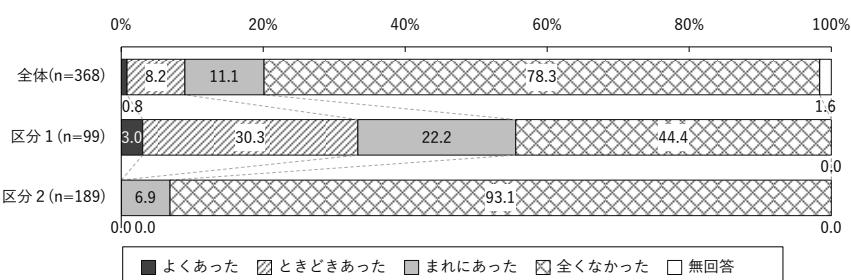
小学校1年生保護者



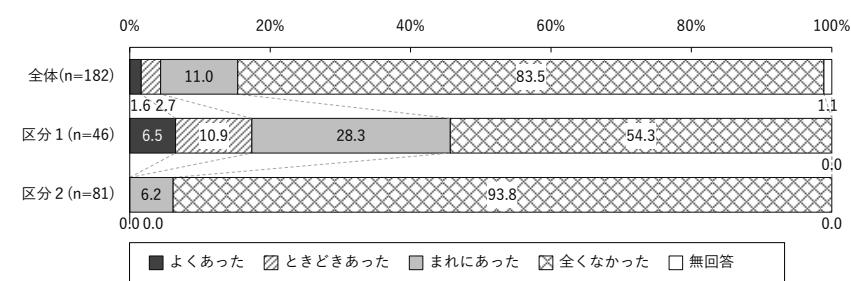
小学校5年生保護者



中学校2年生保護者



16-17歳保護者

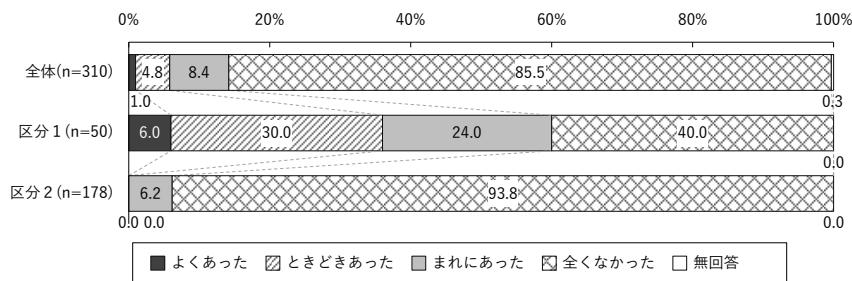


衣類が買えなかった経験

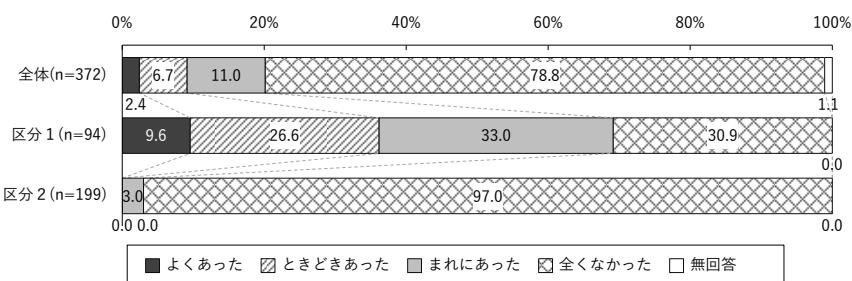
過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えないことがありましたか。

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」を合わせた『あった』と回答した割合は、いずれの年齢層でも区分1で高くなっています。

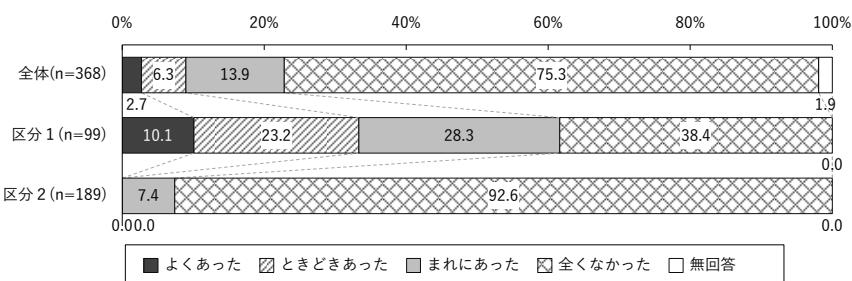
小学校1年生保護者



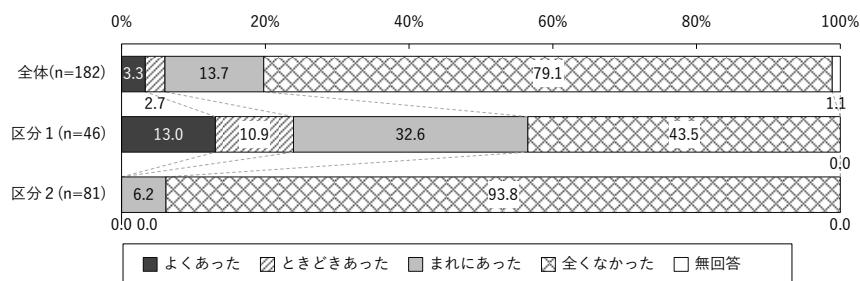
小学校5年生保護者



中学校2年生保護者



16-17歳保護者



支援制度等の利用

次の支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。

いずれの年齢層も、公助のサービスでは利用経験のある割合が総じて高くなっています。利用したことがない場合で「利用したいと思ったことがなかった」以外の理由では、「制度等について全く知らなかった」の割合が高く、区分別では「区分1」で割合の高くなる傾向が見られます。

小学校1年生保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したことがない											
	なかつた	思つたことがど	利用したいと	いなかつた	条件を満たして	利用したかつたが、	使いづらかつた	利用時間や制度等が	利用したかつたが、	なかつた	利用したかつたがわから	近くになかつたが、
子育て支援センター												
全体(n=310)	76.1	12.9	0.3	2.3	1.6	1.6	1.6	3.5				
区分1(n=50)	64.0	16.0	0.0	0.0	2.0	6.0	6.0	8.0				
区分2(n=178)	79.8	11.8	0.6	2.8	0.6	1.1	1.1	2.8				
子ども食堂												
全体(n=310)	2.6	61.6	1.0	1.3	2.6	10.3	10.3	18.1				
区分1(n=50)	2.0	34.0	2.0	2.0	4.0	28.0	28.0	24.0				
区分2(n=178)	3.4	65.7	1.1	1.1	2.8	7.9	7.9	17.4				
フードバンクによる食料支援												
全体(n=310)	4.8	64.2	3.2	1.0	3.9	4.2	4.2	15.5				
区分1(n=50)	8.0	34.0	6.0	4.0	10.0	12.0	12.0	24.0				
区分2(n=178)	5.1	69.1	2.8	0.0	2.8	3.4	3.4	14.6				
児童館や学童保育所・放課後等デイサービス												
全体(n=310)	62.3	22.6	6.1	2.6	0.6	1.3	1.3	2.3				
区分1(n=50)	58.0	14.0	8.0	4.0	0.0	6.0	6.0	6.0				
区分2(n=178)	62.9	24.2	5.6	2.2	0.6	0.6	0.6	2.2				
放課後子ども教室												
全体(n=310)	26.8	40.0	2.9	6.8	4.2	1.0	1.0	14.8				
区分1(n=50)	24.0	32.0	4.0	4.0	8.0	2.0	2.0	24.0				
区分2(n=178)	24.7	42.1	2.2	9.0	4.5	1.1	1.1	14.6				
学校以外が実施する学習支援												
全体(n=310)	6.5	48.7	0.3	3.9	3.2	4.5	4.5	29.4				
区分1(n=50)	2.0	34.0	2.0	6.0	6.0	6.0	6.0	40.0				
区分2(n=178)	5.6	51.1	0.0	4.5	2.8	4.5	4.5	29.2				

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

小学校5年生保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したいと思ったことがなかつた	利用したことがない						
		利用したいと思ったが、いなかつた	条件を満たして利用したかつたが、いなかつた	使いづらかつた	利用時間や制度等が利用したかつたが、なかつた	利用の仕方がわからなかつた	利用したかつたが、近くになかつた	制度等について全く知らなかつた
子育て支援センター								
全体(n=372)	60.5	22.6	1.1	2.7	2.7	1.6	4.6	
区分1(n=94)	54.3	22.3	0.0	3.2	3.2	3.2	8.5	
区分2(n=199)	61.3	25.6	1.5	2.5	3.0	1.5	3.0	
子ども食堂								
全体(n=372)	1.1	61.0	0.8	1.6	2.2	5.9	21.0	
区分1(n=94)	2.1	43.6	1.1	2.1	5.3	9.6	29.8	
区分2(n=199)	0.5	68.8	1.0	2.0	1.0	3.0	19.6	
フードバンクによる食料支援								
全体(n=372)	4.6	69.1	2.2	0.8	3.0	2.4	11.6	
区分1(n=94)	14.9	44.7	3.2	0.0	9.6	3.2	17.0	
区分2(n=199)	1.5	78.4	2.0	1.0	1.0	2.5	9.5	
児童館や学童保育所・放課後等デイサービス								
全体(n=372)	50.3	34.1	5.4	1.9	0.8	0.5	2.2	
区分1(n=94)	50.0	31.9	4.3	3.2	1.1	2.1	2.1	
区分2(n=199)	50.8	37.2	5.0	1.5	0.5	0.0	2.0	
放課後子ども教室								
全体(n=372)	22.6	48.9	2.2	4.8	1.1	1.6	13.2	
区分1(n=94)	21.3	38.3	2.1	6.4	0.0	3.2	23.4	
区分2(n=199)	25.1	52.8	2.5	4.5	2.0	0.5	9.5	
学校が実施する補講(学習支援)								
全体(n=372)	10.2	49.5	0.8	1.3	3.0	1.6	27.4	
区分1(n=94)	13.8	38.3	1.1	0.0	3.2	0.0	37.2	
区分2(n=199)	11.1	53.8	1.0	2.0	2.5	1.5	24.6	
学校以外が実施する学習支援								
全体(n=372)	7.3	48.7	0.5	1.6	2.7	1.1	31.5	
区分1(n=94)	7.4	37.2	1.1	0.0	4.3	1.1	40.4	
区分2(n=199)	5.5	56.3	0.5	2.5	2.0	0.5	29.1	

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかつた」以外で1位(同率含む)。

中学校2年生保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したいと思ったことがなかつた	利用したことがない						
		利用したいと思ったが、いなかつた	条件を満たして利用したかつたが、いなかつた	使いづらかつた	利用時間や制度等が利用したかつたが、いなかつた	利用の仕方がわからなかつた	利用したかつたが、近くになかつた	制度等について全く知らなかつた
子育て支援センター								
全体(n=368)	47.8	31.5	0.3	2.2	3.0	1.1	8.4	
区分1(n=99)	38.4	29.3	1.0	5.1	3.0	0.0	14.1	
区分2(n=189)	55.0	33.3	0.0	1.1	2.6	1.6	5.3	
子ども食堂								
全体(n=368)	1.6	59.2	0.5	0.3	2.2	6.5	20.9	
区分1(n=99)	2.0	41.4	1.0	1.0	3.0	11.1	27.3	
区分2(n=189)	2.1	69.8	0.5	0.0	1.1	4.2	18.5	
フードバンクによる食料支援								
全体(n=368)	2.7	64.7	2.4	0.8	4.3	1.4	15.8	
区分1(n=99)	9.1	37.4	3.0	3.0	11.1	2.0	23.2	
区分2(n=189)	0.5	77.8	2.6	0.0	1.6	0.5	12.7	
児童館や学童保育所・放課後等デイサービス								
全体(n=368)	42.4	39.7	4.1	1.6	1.6	0.3	3.8	
区分1(n=99)	48.5	28.3	3.0	4.0	3.0	0.0	2.0	
区分2(n=189)	42.9	46.0	4.8	0.5	1.1	0.0	3.2	
放課後子ども教室								
全体(n=368)	15.8	53.0	1.6	3.3	2.4	1.9	13.9	
区分1(n=99)	17.2	43.4	1.0	5.1	4.0	1.0	15.2	
区分2(n=189)	16.4	59.3	1.6	2.6	1.6	2.6	13.8	
学校が実施する補講(学習支援)								
全体(n=368)	16.0	44.6	1.9	1.4	5.4	1.4	21.2	
区分1(n=99)	17.2	30.3	2.0	1.0	7.1	1.0	28.3	
区分2(n=189)	16.9	51.3	2.6	1.6	4.8	1.1	20.1	
学校以外が実施する学習支援								
全体(n=368)	8.4	44.3	0.5	0.5	6.0	1.6	30.2	
区分1(n=99)	6.1	26.3	1.0	1.0	7.1	2.0	43.4	
区分2(n=189)	10.1	52.4	0.5	0.0	6.3	1.1	26.5	

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかつた」以外で1位(同率含む)。

16-17歳保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したいと思ったことがなかつた	利用したことがない						
		利用したいと思ったことがなかつた	いなかつた	条件を満たして	利用したかつたが、	使いづらかつた	利用時間や制度等が	利用したかつたが、利用の仕方がわから
(学校以外で)16~17歳のお子さんについて、何でも相談できる場所								
全体(n=182)	3.8	58.2	0.5	2.2	1.1	1.6	23.6	
区分1(n=46)	6.5	37.0	0.0	6.5	0.0	4.3	41.3	
区分2(n=81)	3.7	71.6	1.2	1.2	2.5	0.0	16.0	
子ども食堂								
全体(n=182)	0.0	68.7	0.0	1.1	0.5	6.0	15.9	
区分1(n=46)	0.0	56.5	0.0	2.2	0.0	10.9	28.3	
区分2(n=81)	0.0	85.2	0.0	0.0	1.2	3.7	8.6	
フードバンクによる食料支援								
全体(n=182)	3.8	69.2	1.1	1.1	3.8	1.6	11.5	
区分1(n=46)	13.0	47.8	2.2	0.0	10.9	4.3	19.6	
区分2(n=81)	1.2	87.7	0.0	1.2	2.5	1.2	4.9	
中学卒業後のお子さんが自由に時間を過ごせる場所(公共施設など)								
全体(n=182)	15.4	52.2	0.5	0.5	0.5	5.5	16.5	
区分1(n=46)	15.2	37.0	0.0	0.0	2.2	8.7	30.4	
区分2(n=81)	13.6	69.1	1.2	0.0	0.0	3.7	9.9	
学校が実施する補講(学習支援)								
全体(n=182)	20.3	46.7	1.1	0.5	1.1	2.2	19.8	
区分1(n=46)	21.7	32.6	2.2	0.0	2.2	6.5	30.4	
区分2(n=81)	19.8	61.7	1.2	0.0	0.0	0.0	16.0	
学校以外が実施する学習支援								
全体(n=182)	4.9	54.4	0.5	0.5	1.6	3.3	25.8	
区分1(n=46)	4.3	39.1	0.0	0.0	2.2	6.5	41.3	
区分2(n=81)	3.7	74.1	1.2	1.2	1.2	0.0	17.3	

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかつた」以外で1位(同率含む)。

経済的支援制度等の利用

次の支援制度等をこれまでに利用・受給したことがありますか。

利用したことがない場合で、「利用したいと思ったことがなかった（対象外含む）」の割合は、区分1で低くなっています。注視すべきは、区分1における「利用したかったが利用の仕方がわからなかった」人の存在です。また、「制度等について全く知らなかった」の割合がいずれの制度でも区分1で高くなっています。

小学校1年生保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したことがない (対象外含む)	利用したことがない						
		利用したいと思った ことがなかった	条件を満たして いなかった	利用したかったが、 条件を満たして いなかった	使いづらかった	制度等が 利用したかったが、 使いづらかった	利用したかったが、 制度等について 全く知らなかつた	利用したかったが、 制度等について 全く知らなかつた
生活福祉資金								
全体(n=310)	0.3	71.3	1.0	0.3	1.3	21.0		
区分1(n=50)	0.0	36.0	2.0	2.0	4.0	48.0		
区分2(n=178)	0.6	80.3	1.1	0.0	0.6	14.6		
生活保護								
全体(n=310)	2.3	80.0	1.9	0.0	1.3	10.0		
区分1(n=50)	8.0	52.0	6.0	0.0	4.0	24.0		
区分2(n=178)	1.7	84.8	1.7	0.0	0.6	8.4		
母子父子寡婦福祉資金								
全体(n=310)	1.3	74.2	1.3	0.0	1.9	16.8		
区分1(n=50)	0.0	42.0	2.0	0.0	6.0	42.0		
区分2(n=178)	1.1	82.6	1.7	0.0	1.1	11.2		
児童扶養手当								
全体(n=310)	12.9	66.8	2.6	0.0	2.3	10.6		
区分1(n=50)	32.0	34.0	4.0	0.0	8.0	16.0		
区分2(n=178)	9.0	74.2	2.2	0.0	1.1	10.7		

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことがない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

小学校5年生保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したことない							
	利用したいと思ったことがなかった (対象外含む)	利用したいと思ったことがなかつた	条件を満たしていなかつた	利用したかつたが、条件を満たしていなかつた	制度等が使いづらかつた	利用したかつたが、制度等が使いづらかつた	利用したかつたが、利用の仕方がわからなかつた	制度等について全く知らなかつた
生活福祉資金								
全体(n=372)	1.3	68.3	1.6	0.3	1.9	21.0		
区分1(n=94)	5.3	40.4	5.3	0.0	5.3	36.2		
区分2(n=199)	0.0	79.4	0.5	0.5	1.0	17.1		
生活保護								
全体(n=372)	1.9	82.5	1.9	0.8	0.5	7.0		
区分1(n=94)	5.3	62.8	5.3	3.2	2.1	14.9		
区分2(n=199)	1.0	92.5	0.5	0.0	0.0	4.5		
母子父子寡婦福祉資金								
全体(n=372)	0.5	74.7	1.1	0.0	1.6	15.9		
区分1(n=94)	1.1	50.0	2.1	0.0	5.3	33.0		
区分2(n=199)	0.5	85.4	1.0	0.0	0.5	11.1		
児童扶養手当								
全体(n=372)	16.1	66.1	4.3	0.0	0.3	8.1		
区分1(n=94)	36.2	39.4	8.5	0.0	1.1	10.6		
区分2(n=199)	9.0	77.9	3.5	0.0	0.0	7.5		

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことない」うち「利用したいと思ったことがなかつた」以外で1位(同率含む)。

中学校2年生保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したことない							
	利用したいと思った (対象外含む)	いなかつた	条件を満たして	利用したかったが、	制度等が	利用したかったが、	利用したかづたが、わから	制度等について全く知らなかつた
生活福祉資金								
全体(n=368)	1.4	67.9	1.1	0.3	0.8	21.7		
区分1(n=99)	5.1	44.4	2.0	1.0	2.0	34.3		
区分2(n=189)	0.0	79.4	1.1	0.0	0.5	18.0		
生活保護								
全体(n=368)	2.4	80.7	1.6	0.8	0.8	7.3		
区分1(n=99)	7.1	63.6	5.1	2.0	2.0	11.1		
区分2(n=189)	1.1	91.0	0.5	0.0	0.5	5.8		
母子父子寡婦福祉資金								
全体(n=368)	2.2	70.9	1.9	0.5	0.8	16.6		
区分1(n=99)	5.1	42.4	4.0	1.0	1.0	34.3		
区分2(n=189)	1.6	84.7	1.6	0.0	1.1	10.1		
児童扶養手当								
全体(n=368)	18.2	64.4	1.1	0.3	0.5	9.0		
区分1(n=99)	40.4	34.3	2.0	0.0	0.0	13.1		
区分2(n=189)	10.6	78.8	1.1	0.0	0.5	7.9		

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことない」うち「利用したいと思ったことがなかつた」以外で1位(同率含む)。

16-17歳保護者

(単位:%)

利用したことがある	利用したことない							
	(対象外含む) 利用したいと思った ことがなかった	いなかつた 条件を満たして 利用したかったが、	利用したかっただ が、	制度等が 使いづらかつた	利用したかっただ が、	利用したかつたが、 わからなかつた	制度等について 全く知らなかつた	
生活福祉資金								
全体(n=182)	0.0	68.7	0.0	0.0	0.5	20.9		
区分1(n=46)	0.0	54.3	0.0	0.0	2.2	39.1		
区分2(n=81)	0.0	82.7	0.0	0.0	0.0	16.0		
生活保護								
全体(n=182)	1.1	80.2	0.5	1.1	0.5	6.0		
区分1(n=46)	4.3	71.7	0.0	4.3	2.2	10.9		
区分2(n=81)	0.0	93.8	1.2	0.0	0.0	3.7		
母子父子寡婦福祉資金								
全体(n=182)	0.5	72.0	0.0	0.5	0.5	15.4		
区分1(n=46)	2.2	54.3	0.0	2.2	0.0	32.6		
区分2(n=81)	0.0	87.7	0.0	0.0	0.0	11.1		
児童扶養手当								
全体(n=182)	18.7	64.3	1.1	0.0	0.0	7.7		
区分1(n=46)	37.0	43.5	2.2	0.0	0.0	15.2		
区分2(n=81)	12.3	81.5	1.2	0.0	0.0	4.9		

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

※網掛けは「利用したことない」うち「利用したいと思ったことがなかった」以外で1位(同率含む)。

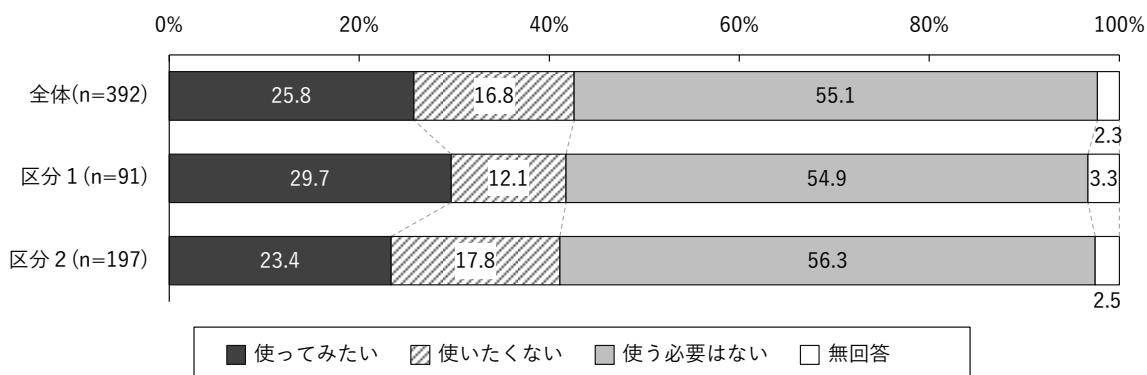
平日放課後の居場所の利用意向

以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。

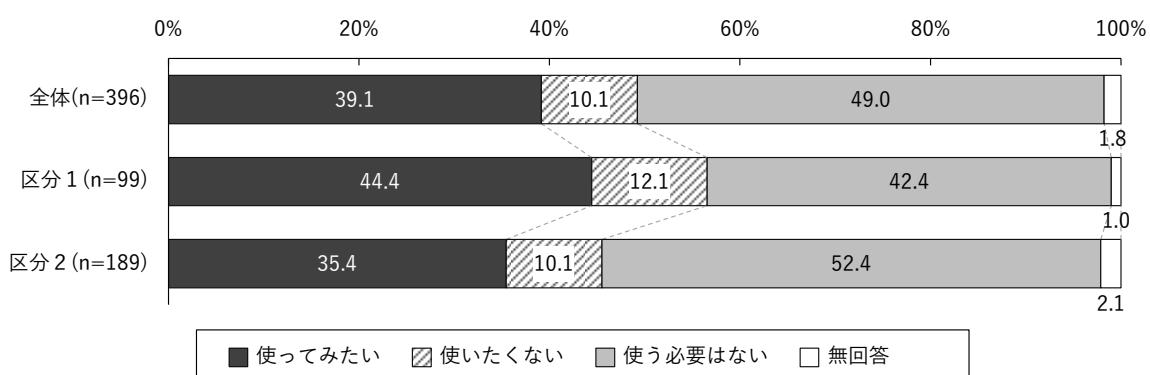
「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心していることができる場所」

小学校5年生と中学校2年生では「使う必要はない」の割合が最も高く、16-17歳では「使ってみたい」の割合が最も高くなっています。

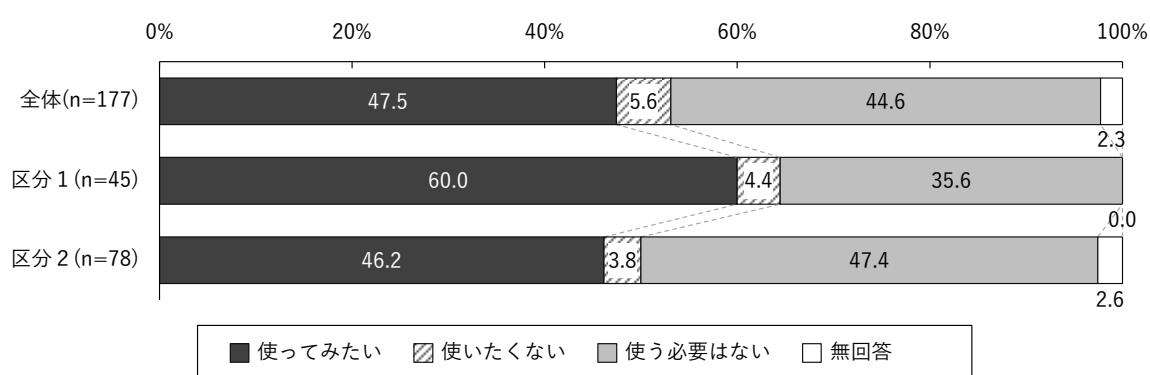
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳



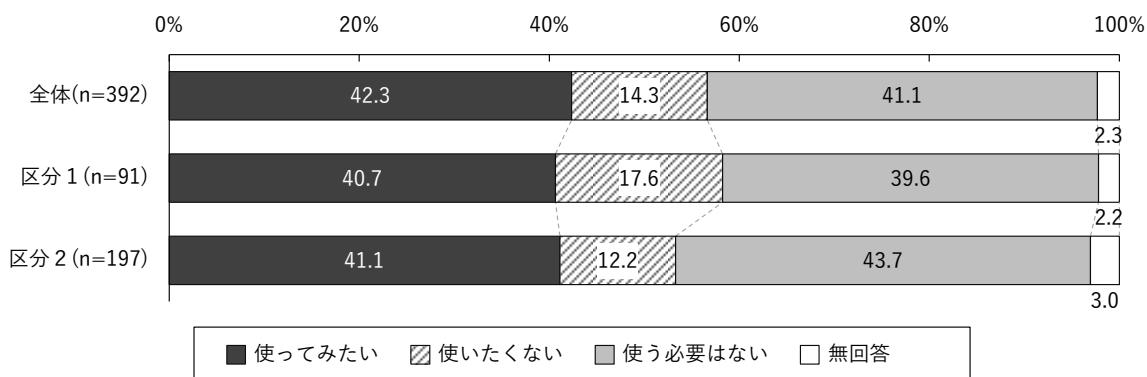
休日の居場所の利用意向

以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。

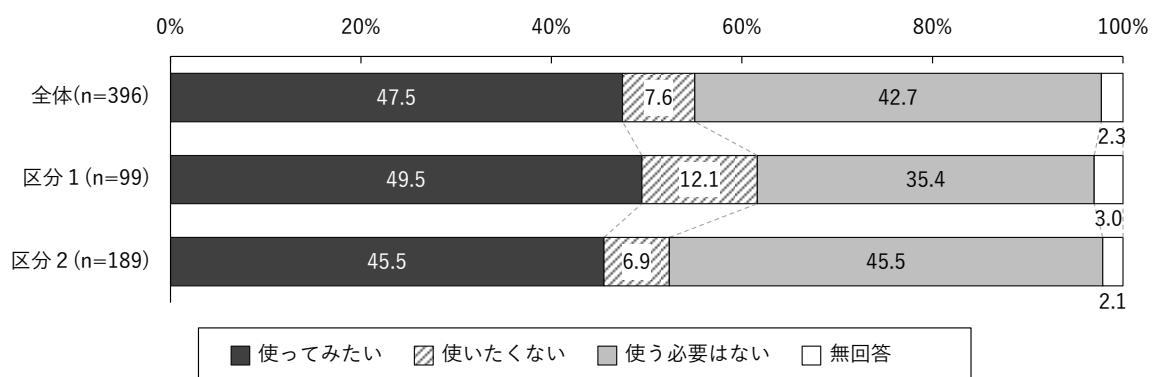
「(家以外で) 休日にいることができる場所」

いずれの年齢層でも、「使ってみたい」と回答した割合が最も高くなっています。区分別では、中学校2年生、16-17歳の区分1で高くなっています。

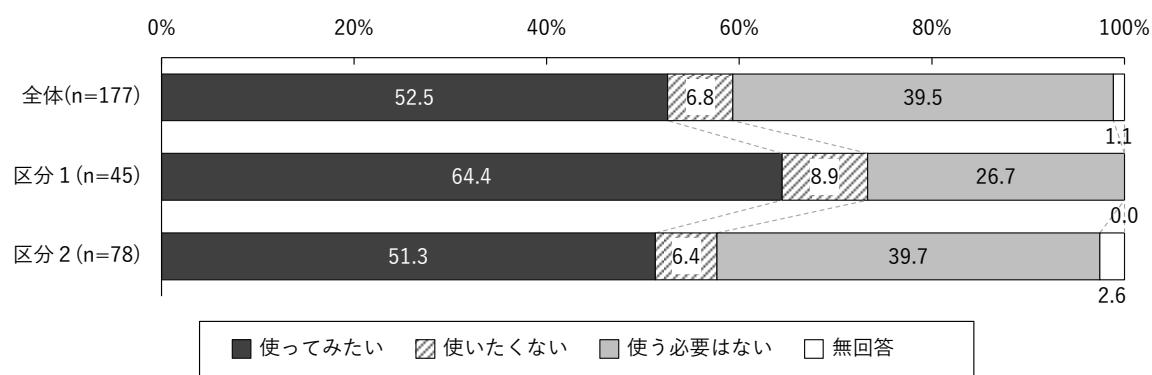
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳



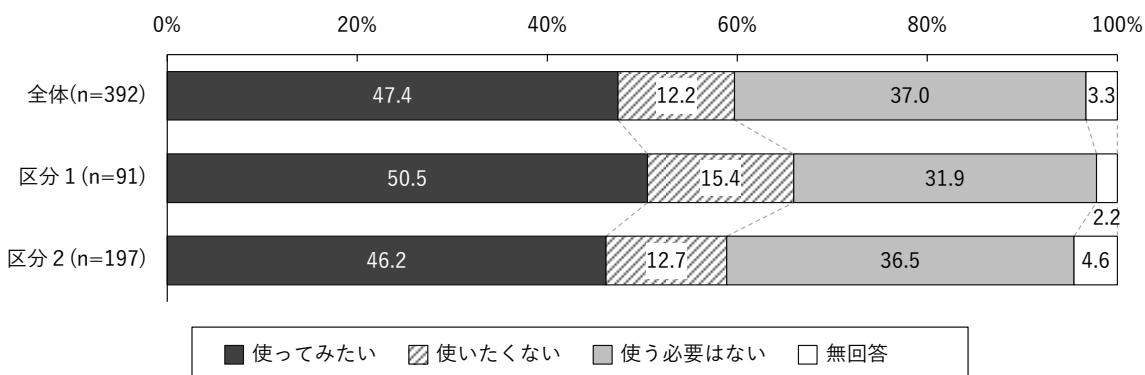
静かに勉強ができる場所の利用意向

以下のような場所があれば使ってみたいと思いますか。

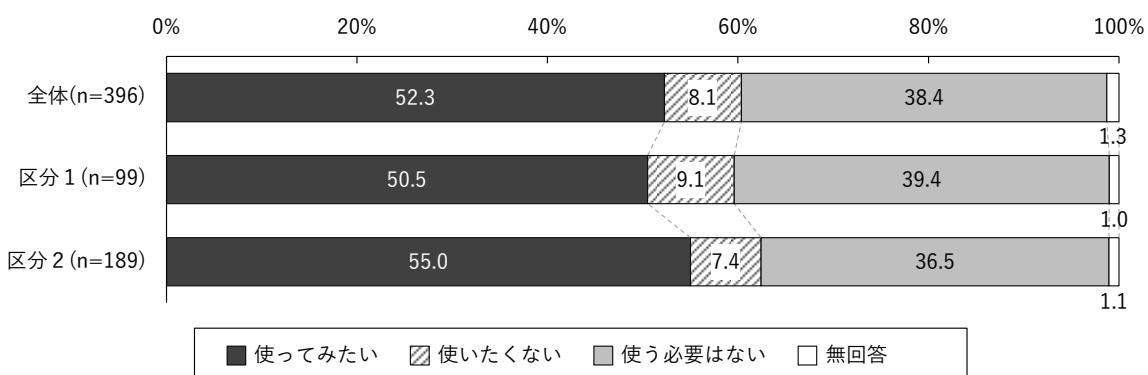
「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」

「使ってみたい」と回答した割合は、小学校5年生で47.4%、中学校2年生で52.3%、16-17歳で62.7%とそれぞれ最も高くなっています。

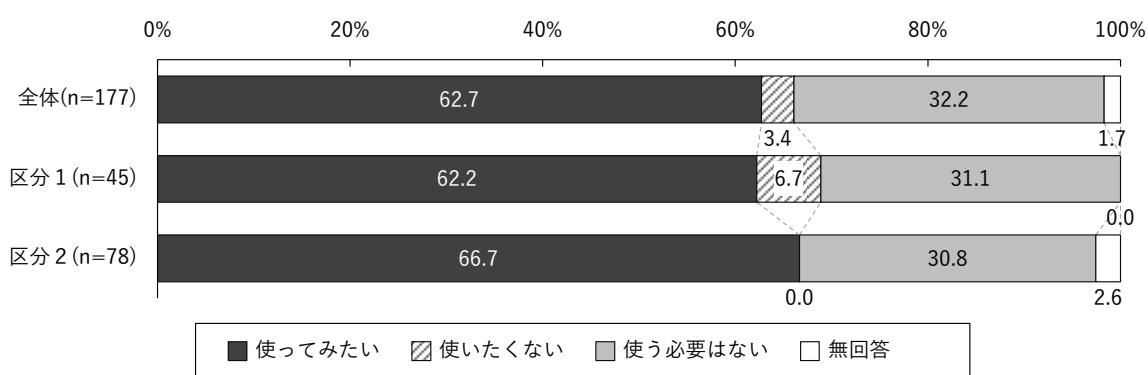
小学校5年生



中学校2年生



16-17歳



保護者の頼れる親族・友人

お子さんが病気のときや、ご自身の用事のときなどに頼れる親族や友人などがいますか。

いずれの年齢層も、日常的に頼れる親族がいる割合は区分1で割合が低くなっています。友人・知人については、いずれの年齢層・区分でも約3~5割が「頼れない・いない」と回答しています。

(単位:%)

	親族			友人・知人		
	日常的に	緊急時もしくは用事の際に	頼れない・いない	日常的に	緊急時もしくは用事の際に	頼れない・いない
小学校1年生保護者						
全体(n=310)	55.5	35.8	8.1	区分1(n=50)	6.1	32.3
区分1(n=50)	42.0	44.0	12.0		8.0	26.0
区分2(n=178)	59.6	30.9	9.6		5.6	33.7
小学校5年生保護者						
全体(n=372)	56.7	36.8	5.6	区分2(n=199)	5.1	37.1
区分1(n=94)	44.7	43.6	10.6		3.2	27.7
区分2(n=199)	58.8	35.7	4.5		6.5	41.2
中学校2年生保護者						
全体(n=368)	55.4	35.6	6.3	区分1(n=99)	6.5	36.7
区分1(n=99)	48.5	37.4	10.1		3.0	31.3
区分2(n=189)	57.1	36.0	4.8		9.0	38.1
16-17歳保護者						
全体(n=182)	60.4	30.8	5.5	区分2(n=81)	10.4	29.1
区分1(n=46)	54.3	39.1	6.5		6.5	21.7
区分2(n=81)	67.9	28.4	1.2		12.3	34.6

※無回答を除いており横軸の合計が100%にはなりません。

保護者の困ったときの相談相手

子育てや生活上の問題で困ったときに、相談にのってくれる人はだれですか。

保護者の困ったときの相談相手では、いずれの年齢層も「家族」、「友人・知人」の順で割合が高く、小学校1年生ではそれぞれ91.3%、66.5%、小学校5年生では84.7%、64.2%、中学校2年生では84.5%、62.2%、16-17歳では74.7%、50.5%となっていました。

「家族」、「親戚」、「友人・知人」、「職場の同僚」の割合では、いずれの年齢層も区分1で低く、「そのような人はいない」の割合は16-17歳以外で区分1が高くなっていました。

(2) 関係団体等への調査

①調査実施の概要

子どもと保護者を対象とした統計的なアンケート調査だけでは把握が難しいニーズや、市の子どもを取り巻く状況について、「関係団体等」、「学校関係者・福祉関係者等」の意見を聞き、専門家・第三者の立場から見た実態を把握するために実施しました。

令和3年11月～12月にかけて、調査シートの配付・回収を行い、「関係団体等」は10件、「学校関係者・福祉関係者等」は74件の回答を得ました。

対象者	
関係団体等	市内の、子ども食堂、フードバンク、家庭教育支援チーム、社会福祉協議会
学校関係者・ 福祉関係者等	学校関係者：養護教諭、SSW（スクールソーシャルワーカー） 福祉関係者：保健師、CW（ケースワーカー：生活保護ケースワーカー含む）、保育施設 その他の福祉関係者：主任児童委員、福祉関連部局・子育て世代包括支援センター等の市職員

②「関係団体等調査」結果の概要

子どもや家庭との関わり

10団体中8団体が、「貧困状況にある（かもしれない）」子どもと接する経験があると回答しています。それらの子どもからはコミュニケーション能力、自己肯定感や表現力、自尊心といった内面的な課題を感じ取っており、表面的ではない交流がうかがえます。

支援活動により子どもたちに「笑顔が増えた」との回答が最上位で、そのほかにも子どもの状況が向上した感触を様々な面から得ています。

他の団体や機関との情報のやり取り

全体的に、市の部局、学校、子育て支援センター等との情報のやり取りは少なめでしたが、子ども関連のNPO団体等との間では情報交換の機会が得られています。

子どもや家庭への支援

支援で困難だと感じることでは、保護者との接触・信頼関係づくりと、支援制度（資源）が少ないことがあげられています。

自らの団体活動によらず、支援等でより必要と考えるものは、「相談担当者

の質的向上」が最上位、続いて「経済的支援」「訪問による早期発見・支援」「保育・預かり」「子どもの居場所」となっています。

活動継続の課題

活動継続のための、人材面、資金面での課題をあげる意見が多く、行政に対してはそれらのほかにサービスに必要なスペース確保や広報の支援なども求めています。

③「学校関係者・福祉関係者等調査」結果の概要

子どもや家庭との関わり

74件中50件で「貧困状況にある（かもしれない）」子どもと接する経験があるとの回答がありました。それらの子どもには心の状態の安定性・心身の健康が不足しているとの感触を多く持たれています。とりわけ養護教諭は多方面からの「気づき」を持っていました。

支援において、保護者との接触、信頼関係づくりの困難さを感じているとの回答が最も多くなっており、関係団体等調査と同様に支援対象との信頼関係づくりや相手の気持ちに立った関わり方を重視する自由意見が多く見られました。

必要だと思う支援と他部署・機関との連携

より必要だと思う支援では、経済的支援、アウトリーチ型の支援、親の就労支援が多くなっています。

他の部署や機関と情報をやり取りする機会・頻度は、各職種の業務内で想定される部署や機関とのやり取りが中心で、他の部署・機関で受けられるサービスを紹介すること・頻度では「ほとんどない」「全くない」とする回答が多数となっています。

他の部署や機関で受けられるサービスを紹介しない理由としては、それについてよく知らないという回答が多く、「個別に対応する立場がない、情報が入ってこない。」との自由意見もありました。

支援によって改善に向かった事例では、「公的サービスへのつなぎ」「他機関との相談や情報共有」について触れた意見も見られます。また、支援をより充実するための意見では、「定期的な情報や課題の共有」「現在行っている支援についての職員への周知」「高校入学時の情報の引継ぎ」「支援先・窓口について学校に周知」といった、支援者側の連携に触れた意見が少なからず見られました。

3 調査等に見る課題

調査等により見えてきた課題について、支援につないでいくための「周知や情報提供・連携・支援体制」、国の重点施策に沿った「教育」「生活」「保護者の就労」「経済的支援」の4項目、社会全体で取り組む地域も含めた支援のあり方の視点から整理します。

※文中の「区分」は子ども・保護者調査における分類によります

(1) 相談・支援体制の充実

調査等に見る課題

- 公的に設けられている相談先について、「相談する窓口や方法がわからなかった」の回答が一定数見られ、総じて区分1で割合が高い。
- 公的に設けられている相談先について、「相談したかったが、抵抗感があった」の回答が一定数見られる、総じて区分1で割合が高い。
- 情報の入手方法・入手意向では、区分2に比べて区分1の家庭に行政からの情報が届いていない可能性が高い。
- 支援が必要と思われる家庭や子どもが、経済的支援をはじめ、各種サービスを知らず利用していない可能性がある。
- 学校関係者・福祉関係者等では、支援やサービスをつなぐことの重要性が多く指摘されており、同時に支援者側の連携や情報の共有の大切さと難しさを感じている意見が少なからず見られる。



課題に対する取組の方向性

- 保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実、窓口のわかりやすさ、相談のしやすさ。
- 支援が必要な子ども・家庭に適切に支援を届けるための周知と情報提供体制。
- 支援者側の連携・情報共有の体制強化。



取組の方向性に対する施策

- わかりやすい情報提供・使いやすい相談体制
- 保護者・子どもの課題や悩みの早期把握
- 様々な支援の連携とその体制づくり

(2) 教育の支援

調査等による課題

- 区分1で、学校の授業の理解度が低くなる傾向がある。
- 子ども自身の成績評価は、区分1で低い傾向にある。
- 区分によらず、授業がわからない子どもは、小学校5年生で約14%が小学校3年生までにわからなくなり、中学校2年生で約48%が、小学生段階でわからなくなつたと回答している。
- 家で勉強できないとき静かに勉強ができる場所に対する子どもの利用希望が多い。
- 区分1では、子どもに受けさせたい教育段階が低くなる傾向がある。*
- 平日に学校以外で1時間以上勉強する割合は、いずれの年齢層でも区分1でやや低い。
- 経済的に「習い事」「学習塾に通わせる」ことができない割合は区分1で高い。



課題に対する取組の方向性

- 学校における、専門家による教育相談、就学相談等。
- 学校や地域における学習の支援。
- 教育・学習に係る費用負担の軽減。



取組の方向性に対する施策

- 学校を中心とする支援
- 教育に係る費用負担の軽減

*の付してあるものは、令和4年3月「村上市子どもの生活に関する実態調査報告書」本編に記載。
(以下同じ)

(3) 生活の支援

調査等に見る課題

- 朝食を「ひとりで食べる」割合は小学校5年生、中学校2年生とも区分1で高い。
- 30分以上からだを動かす遊びや習い事を「ほとんどしない・全くしない」の割合が小学校5年生及び16-17歳の区分1では区分2の倍程度に高くなっている。
- 子どもの主観的な健康状態はいずれの年齢層でも区分1で低い傾向にある。
- 16-17歳では、必要なときにいつでも医者にかかることができる割合が区分1で低い。*
- 区分1では、小学校5年生の約9%が「毎日2時間以上」親や兄弟姉妹、祖父母の世話や介護をしている。



課題に対する取組の方向性

- 就学前も含めた早期から、親子の健康づくりや食の大切さを理解してもらう施策。
- 経済状況によらず保健指導を受けやすい、医療を受けやすいようにする支援。
- 子どもたちが安心して運動できる場所づくり。
- 障がい者、高齢者やその家族への支援との連携。



取組の方向性に対する施策

- 妊娠・出産期から就学後までの子育て支援と保護者の生活支援
- 子どもの生活と就労の支援
- 子どもの生活全般や環境に関する支援

(4) 就労の支援

調査等による課題

- 母親、父親とも就労状況は正社員・正職員が多いが、区分1ではその割合は低い。^{*}
- 母親の、土曜、日曜・祝日出勤の割合が区分1でやや高い。^{*}
- 父親の、コロナ禍によると思われる就労状況の変化や収入の減少があった割合は区分1で高い。
- 子どもの年齢層によらず、保護者のハローワークの利用経験で、「相談する窓口や方法がわからなかった」割合は区分1で高くなっている。



課題に対する取組の方向性

- 就労に関する相談窓口の周知。
- 子育てと仕事の両立や、個々の状況にきめ細かく対応する支援。
- 就職に有利な資格取得の支援。



取組の方向性に対する施策

- 情報提供や資格取得に係る費用の補助などによる保護者の就労支援
- 保護者の職業生活の安定と向上のための支援

(5) 経済的支援

調査等による課題

- 区分1の4~7割は、経済的な理由から食料や衣類が買えなかった経験がある。
- 生活保護を利用した経験は1~2%程度（小学校1年生で2.3%、小学校5年生で1.9%、中学校2年生で2.4%、16-17歳で1.1%。「利用したいと思ったことがなかった」割合は区分1で低く、「制度等について全く知らなかった」は区分1で高くなっている。
- 母子父子寡婦福祉資金、児童扶養手当についても、「制度等について全く知らなかった」は区分1で高くなっている。



課題に対する取組の方向性

- 収入や家庭の状況に応じた経済的支援。
- 各種支援制度の周知。



取組の方向性に対する施策

- 出産、育児、健康、医療など、子育てに関する経済的支援
- それぞれの家庭の状況に応じた経済的支援

(6) 社会全体での支援

調査等に見る課題

- 「(家以外で) 休日にいることができる場所」「家で勉強できないとき、静かに勉強できる場所」「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心していることができる場所」など、家庭や学校以外の地域での過ごし場所に対する子どもたちの利用希望がある。年齢が高くなるにつれその意向は強くなっている。
- 保護者の、日常的に頼れる親族がいる割合は区分1で低くなっている。
- 友人については、約3~5割の保護者が「頼れない・いない」と回答している。
- 相談相手は、いずれの年齢層も「家族」「友人・知人」「職場の同僚」の順だが、その割合はそれぞれ区分1で10~20ポイント低くなっている。



課題に対する取組の方向性

- 子どもたちを対象に、過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアへの支援。
- 市民活動の周知や団体相互の連携の支援。
- 困りごとなどを他人事としないで気にかけるような地域の雰囲気づくり。



取組の方向性に対する施策

- 市民の力を生かした地域における支援
- 市民活動や地域での福祉を支えるボランティアへの支援

第3章

計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 本計画と SDGs

第3章では、ここまでに見てきた社会的な背景や、市の子どもと家庭の状況、そこから導き出された課題を踏まえ、本計画で取り組むべき基本的な考え方をまとめます。

1 基本理念

基本理念の設定にあたり、本計画における考え方を整理します。

(1) 誰に向けた計画か

現在、経済的に困窮している家庭の子どもだけを対象とするものではなく、将来にわたって困難を抱える可能性がある子ども（虐待やヤングケアラーなども含む。）も視野に入れていく必要があると考えます。

制度の狭間に陥ることのないよう支援するという意味からも“村上市の全ての子どもとその家庭”に向けた計画です。

(2) どこを目指すのか

経済的な理由で、子どもの将来が左右されないよう努めることが貧困の連鎖を断ち切ることにつながります。子どもたちが、将来の可能性を自ら狭めてしまうようなことなく、“夢”“希望”“未来”など、将来に目を向けて前向きに生きていけるよう応援する計画です。

(3) どのように取り組むか

目指すところを実現させるためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、子どものことを第一に考えた取組を進める必要があると考えます。村上市のみんなが子どもの未来を応援していくための計画です。

以上のことから、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

基本理念

子どもの未来を みんなで応援するまち むらかみ

2 基本目標

■ 基本目標 1 支援につなげる

現在から将来にわたり、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つ村上市であるために、まず、支援を必要としている子どもや家庭をできるだけ早く把握します。そして、悩みや困りごとを丸ごと受け止める相談体制から、個々に適切な支援へとつなげていきます。

■ 基本目標 2 教育の支援

いわゆる貧困の連鎖を断ち切るために、家庭環境や世帯の経済状況によらず、子どもたちが自分の能力・可能性を伸ばして夢に挑戦できるよう、子育て家庭の教育・学習に関わる支援を行います。

■ 基本目標 3 生活の支援

子育て世帯の暮らしに必要な子育て支援サービスを充実し、全ての子どもの心身ともに健全な成長や幸せな未来づくりを支えます。妊娠・出産期からの子どもと保護者の健康増進、育ちの環境をよりよくするための生活環境づくりと食育、子ども自身の将来の就労に関する支援に努めます。

■ 基本目標 4 就労の支援

就労による収入は家庭生活の経済的基盤の中心となり、生活の安定にも資するものであることから、保護者の就労支援、仕事と子育てを両立するためのよりよい就労環境の確保に努めます。

■ 基本目標 5 経済的支援

保育や子どもの育成、医療費などの多方面から、子育てに関連する各種手当など経済的負担の軽減につながる援助を行います。

■ 基本目標 6 社会全体での支援

地域で子どもたちを支える市民活動への支援や、子どもの貧困に関する啓発活動により、社会全体で子どもたちの未来を応援するまちづくりに取り組みます。

3 施策の体系

(1) 施策の体系

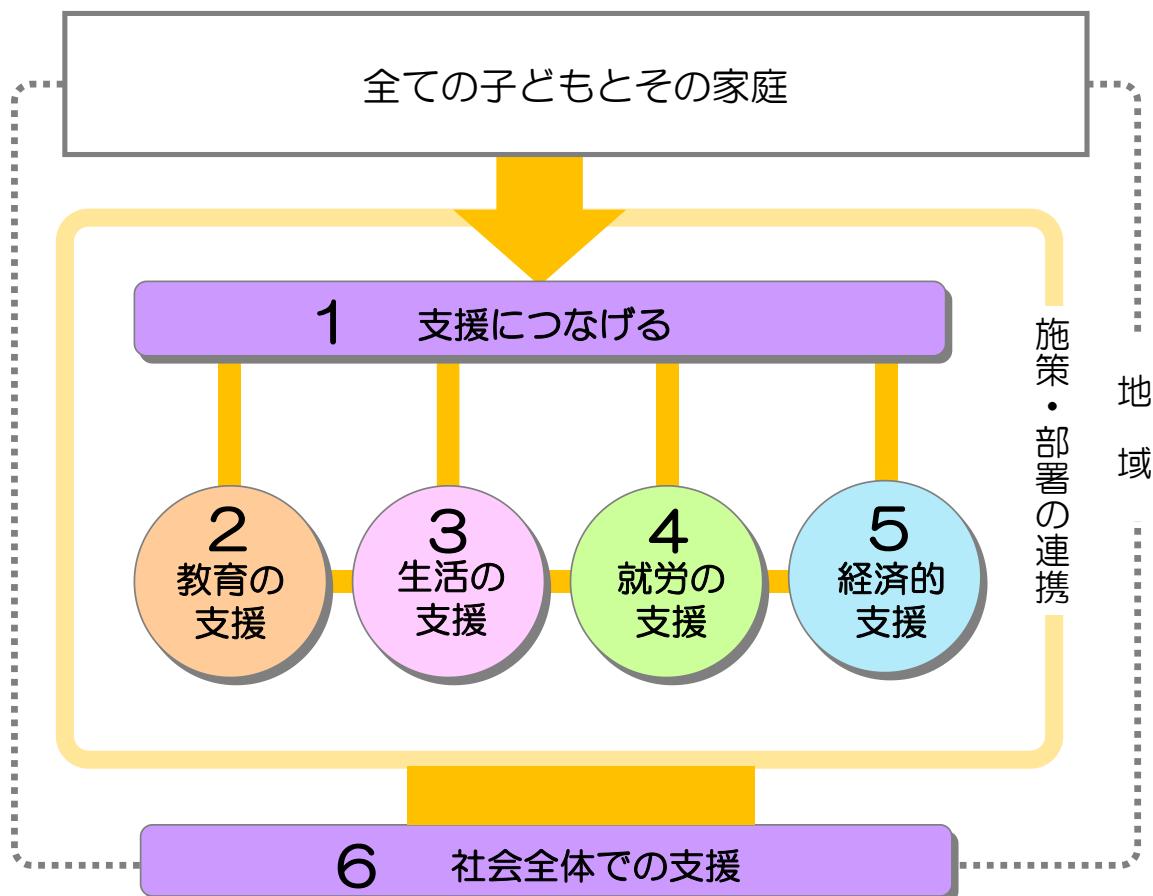
基本理念	基本目標	取組の分野	
		1-1 情報提供・相談体制	P72
子どもの未来を みんなで応援するまち むらかみ	1 支援につなげる	1-2 課題や悩みの早期把握	P74
		1-3 支援の連携・体制づくり	P75
	2 教育の支援	2-1 学校を中心とする支援	P78
	2-2 教育費負担の軽減	P80	
3 生活の支援		3-1 子育て支援と保護者の生活支援	P82
		3-2 子どもの生活と就労支援	P83
		3-3 生活全般や環境に関する支援	P84
4 就労の支援		4-1 保護者の就労支援	P86
		4-2 職業生活の安定と向上のための支援	P87
5 経済的支援		5-1 子育てに関する経済的支援	P89
		5-2 家庭の状況に応じた経済的支援	P90
6 社会全体での支援		6-1 地域における支援	P92
		6-2 市民活動やボランティアへの支援	P94

(2) 施策の連携

支援は、一人の子ども、一つの家庭に一つずつ届けられるものではなく、施策の数々は互いに重なり合ったりつながり合いながら、連携して進められるものです。

基本目標の6つの柱の連携のイメージは以下のとおりです。

▼ 6つの基本目標と施策等連携のイメージ



4 本計画とSDGs

(1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットが設定され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国では、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に「地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進」を盛り込み、地方公共団体においても持続可能なまちづくりの推進を図っていく必要性を訴えました。

村上市でも、令和4年3月策定の「第3次村上市総合計画」において、SDGsの考え方を取り入れ、様々な主体と連携、協働しながら、持続・成長するまちづくりを進めることを謳っています。

(2) SDGsにおける17のゴール

SDGsにおける17のゴールは以下のとおりです。SDGsの「誰一人として取り残さない」という考え方は、全ての子どもの未来を応援する本計画の趣旨にもあてはまるものであり、第4章の施策の展開では、基本目標ごとに関連すると考えられるSDGsのゴールアイコンを掲載します。

▼ SDGsにおける17のゴール



第4章

施策の展開

- 1 支援につなげる
- 2 教育の支援
- 3 生活の支援
- 4 就労の支援
- 5 経済的支援
- 6 社会全体での支援
- 施策の展開 全体のイメージ

第4章では、基本理念を実現するための施策について、基本目標ごとの具体的な取組と、今後の方針についてまとめます。ただし、施策の展開は、国の施策等の動きに応じて適宜に対応・追加を行っていきます。

また、本章の最終ページでは、施策の展開全体のイメージを示します。

1 支援につなげる

関連する SDGs の目標

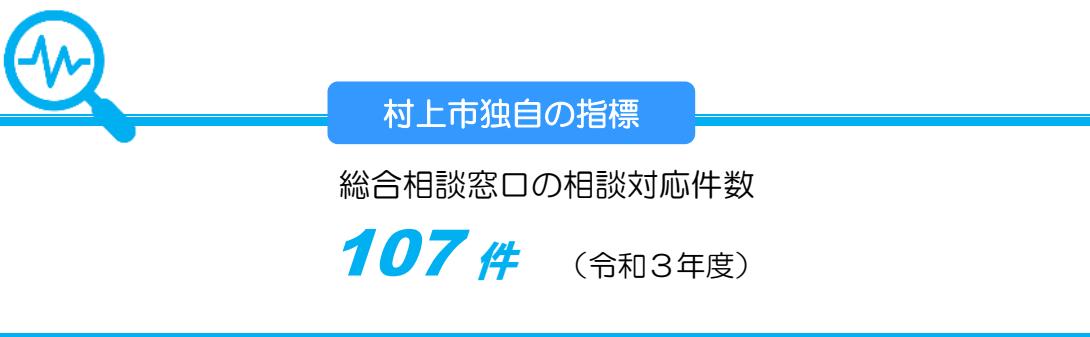


悩みや不安、困りごとは、生活状況や子育て環境などによらず、どの家庭にも生じる可能性があります。しかし、支援が必要な家庭の中には、利用できる支援制度を知らない、利用のための手續がわからない、知ってはいても積極的に利用したがらないといった状況があることも考えられます。

全ての市民から見えやすくわかりやすいワンストップの相談窓口³について周知と利用促進を図るとともに、必要に応じたアウトリーチ型⁴のサービス、子ども・子育て支援事業、母子保健に関わる相談支援を行う事業などを組み合わせて、総合的な情報提供・相談体制の充実を図ります。

全ての妊産婦・乳児のいる家庭を対象とした母子保健関連の訪問事業など、あらゆる機会を通じて支援の必要な子どもと家庭を早期に発見・把握し、早期の対応を図ります。

相談等により受け止めた悩みや困りごとの対応を適切な支援制度につないでいく連携体制の整備に努めます。



3 ワンストップの相談窓口とは、従来、サービスによって複数に分かれていた相談を1か所で行えるようにすることを指します。村上市においては、年齢や内容を問わず相談を受け付け、相談内容に応じて必要な関係機関やサービスを包括的にコーディネートする「総合相談窓口」(P72) を「ワンストップの相談窓口」と位置づけています。

4 アウトリーチとは、支援を行う側が積極的に働きかけて情報・支援を届けることを指します。

1-1 情報提供・相談体制

1 子育て応援ファイルの配付

保健医療課・地域振興課・福祉課

出生児全員に対して、子育て応援ファイルを配付します。健診や予防接種に関する資料、各種施設の利用案内、各種手当の紹介、ぱすのーなどの子育てに関する情報をポケット式の1冊にまとめて配付します。

2 小児科・産婦人科オンライン相談

保健医療課

専門医等によるオンライン相談サービス事業を提供することで、不安や孤立感をやわらげ、安心して出産、子育てができるよう支援します。

3 総合相談窓口

福祉課

複合的な課題を抱える家庭や、従来の相談機関では対応できない課題を抱える方などに対し、年齢や内容を問わず丸ごと相談を受け付け、相談内容に応じて必要な関係機関やサービスを包括的にコーディネートします。

4 障がい者基幹相談支援センター

福祉課

相談支援専門員をはじめ、様々な関係者とともに、障がい福祉サービスの利用に関する相談や、暮らしの相談など、子どもから大人まで障がいの種類に関わらず、支援します。

5 生活保護制度の周知

福祉課

生活保護を必要としている人がためらわずに申請できるよう、制度の周知や相談体制の改善を図ります。

6 家庭児童相談事業

こども課

家庭における児童の問題を中心として、それに伴う家庭環境等の相談支援、関係機関との連携調整を行い児童の健全育成を図ります。

7 子育て情報配信サービス

こども課

市内の未就学児のいる世帯を対象に、希望者に子育てメールマガジン「はぐナビ」として子育て支援センターや保育園等の子育てに関する情報を一斉メール配信します。

8 子育て支援センターでの育児相談

こども課

子育て支援センターを利用する保護者や育児者に対し子育て相談を実施します。

9 保育サービスの情報提供

こども課

市ホームページにおいて、保育園の入園申請、子育て支援センター、一時預かり、病児保育等に関する情報提供を行います。

10 ひとり親家庭への相談先情報周知	こども課
ひとり親家庭に対する経済面での各種支援対象者に対し、リーフレット配布を通じて相談先情報を周知します。	
11 子育て世代包括支援センター	こども課・保健医療課・地域振興課
妊娠婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談を行い、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康保持、増進に関する包括的な支援を行います。	
12 仕事と子育ての両立支援制度の周知	地域経済振興課
就労支援制度等について、地域経済振興課で実施している企業訪問などを通して、雇用者への周知と協力依頼を行います。	
13 専門家による相談体制の強化	学校教育課
不登校や非行の未然防止に適切な対応を行うため、適応指導教室を設置し指導員による相談・指導体制の充実を図ります。また、関係機関と緊密な連携を図り、必要な支援を行います。	
14 奨学金受給者への相談先情報周知	学校教育課
奨学金の申請手続時の資料の中にリーフレット等を同封し、相談先情報を周知します。	
15 学校給食費滞納家庭への相談先情報周知	学校教育課
学校給食費を滞納している家庭の保護者に対し滞納金の回収を行う際、リーフレット等を配布し相談先情報を周知します。	
16 青少年健全育成活動たより発行	生涯学習課
有害情報から子どもたちを守るためのフィルタリングの普及・推進や、保護者によるアプリの管理の必要性などについての広報を図ります。	
17 日本語を母語としない保護者への対応	村上市／村上市教育委員会
日本語を母語としない保護者に対して、丁寧な窓口対応や情報の提供に努めます。	

今後の方針・取組

年齢や内容を問わず丸ごと相談を受け付け、内容に応じて支援を包括的にコーディネートする「総合相談窓口」をワンストップの相談窓口と位置づけ、その利用についてあらゆる機会・手段を活用しながら市民に周知していきます。相談にあたっての抵抗感を軽減できるよう、引き続き相談しやすい環境づくりに取り組みます。

1-2 課題や悩みの早期把握

1 こんにちは赤ちゃん事業	保健医療課・地域振興課
生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	
2 妊婦・乳幼児健診等の充実	保健医療課・地域振興課
妊娠・乳幼児健診を、疾病の早期発見や健康の保持増進を目的に実施します。また、妊娠、出産、子育て支援の場として、出産や育児不安等にも応じます。	
3 妊産婦・乳幼児訪問	保健医療課・地域振興課
発育発達状況や育児環境・産後うつ・育児不安等訪問指導が必要と思われる対象を訪問します。状況により関係諸機関の人たちとの訪問も実施します。	
4 ペアレント・トレーニング	福祉課
概ね4歳から10歳までの子どもの保護者を対象に、子どもの行動に焦点を当てて、具体的にどのような対応ができるか学習していくプログラムを実施します。	
5 巡回相談事業（ことばとこころの相談室）	こども課（関川村・粟島浦村含む）
特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期対応を図るため、要請に応じて市内全ての保育園や子育て支援センターを訪問し、対象児の対応方法について保育士等に指導を行います。子育て支援センターでは保護者向けに子育て相談も行います。	
6 スクールソーシャルワーカーの活用	学校教育課
児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図るために、県教育庁の支援を受けながらスクールソーシャルワーカーの積極的な活用を図ります。	
7 スクールカウンセラーの活用	学校教育課
不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラーの積極的な活用を図ります。	

今後の方針・取組

妊婦・出産期から行うアウトリーチ型の事業や、学校におけるスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用等を通じて家庭の課題や保護者・子どもの不安・悩みなどを早期に把握し、適切な支援につなげていきます。

1-3 支援の連携・体制づくり

1 発達障がいなどの早期発見・支援 保健医療課・福祉課・こども課

発達障がいなどの早期発見・支援につなげるため、専門機関や民間事業所などと連携した支援体制づくりを推進します。

2 村上市子ども・若者総合サポート会議の開催

福祉課

乳幼児から成人前期までを一貫してサポートできる体制をつくるため、関係機関の連携や情報共有により、様々な問題を抱える子ども・若者に対して切れ目のない支援に取り組みます。

3 相談にあたる市職員への専門家による支援体制の強化

福祉課・介護高齢課

福祉課や介護高齢課等における支援対象者のうち法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家から専門的な支援や助言等を受け、支援対象者の抱える課題の早期解決と支援にあたる市職員のスキル向上を図ります。

4 こども家庭センターの設置

こども課

これまでの家庭児童相談室や子育て世代包括支援センターにおいて実施している相談支援等の取組に加え、新たに相談を受けて支援につなぐためのマネジメントとして、サポートプランの作成と民間と連携しながら支援体制の充実・強化を図るために地域資源の開拓を担い、更なる支援の充実強化を図ります。また、要保護児童対策部会の運営についても取り組みます。

5 要保護児童対策部会の開催

こども課

村上市子ども・若者総合サポート会議内の要保護児童対策部会において、児童虐待などへの適切な支援を図るために、関係機関・関係団体及び児童福祉担当者で、要保護、要支援児童やヤングケアラー、その保護者に関する情報や支援方法を共有し、連携して対応します。

6 保育の供給力確保

こども課

ニーズの高い3歳未満児保育の受入拡充などに向けて、民間活力の導入や保育士資格取得の支援を行い、保育の供給力確保に取り組みます。

7 地区担当者会議の開催

こども課・保健医療課・学校教育課

村上市子ども・若者総合サポート会議の地区担当者会議として、地区ごとの要保護児童等に関する支援の状況や現況について評価を行います。各地区の支援対象者に係る情報交換を行い、支援内容を共有することによって、地域での見守り及び支援について、共通理解を図ります。

8 特別支援教育コーディネーターの配置

学校教育課

小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、教育の充実を図ります。

9 関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化

学校教育課

不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒への適切な対応を進めるために、児童相談所をはじめとする市内外の各種機関とのケース会議等を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。

10 思春期・青年期精神保健講座の開催

県：村上地域振興局

子どもや若者が生活上の困難・ストレスに直面したとき適切に対処できる力を身につけられるよう、児童生徒の支援者となる小・中学校、高校、専門学校等の教員等が、思春期から青年期の心身の発達や心の健康保持に関する専門知識を得るために講座を開催するとともに、地域資源に関する情報提供を行います。

今後の方針・取組

こども家庭センターで、サポートプランの作成や民間による支援との連携を行います。また、こども家庭センターや総合相談窓口以外の各部署・機関に寄せられた相談や、そこで把握した貧困・虐待・ヤングケアラーの可能性など、様々な課題も適切な支援・サービスにつなげていけるよう、各部署・機関で実施している事業の内容を各々が共有・理解することに努めます。

2 教育の支援

関連するSDGsの目標



家庭の状況に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限に伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが大切です。

学校は、課題を抱える子どもたちの状況をいち早く掴むこともでき、支援を開始する際の起点ともなり得ます。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用などにより学校と福祉部門との連携強化を図ることで、子どもの教育を受ける権利、育つ権利を守ります。

また、生まれ育った環境により受けられる教育に差が出ることのないよう、教育費負担の軽減施策を実施し、全ての児童・生徒の学力向上や学習の機会提供を図ります。



村上市独自の指標

就学援助制度の受給率（小学生）

16.3% （令和3年度）

2-1 学校を中心とする支援

1 教育補助員・学習支援員配置による学力向上事業

学校教育課

教育補助員・学習支援員の配置により、TT（チームティーチング）形式や少人数学習で児童生徒のより確かな学力の定着を図ります。

2 特別支援教育の推進

学校教育課

障がいのある児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもと、適切な教育を行い、能力や可能性を最大限に伸ばすことで、自立する人間の育成に努めます。

各校において校内委員会を中心として、複数の教職員で「個別の指導計画」を作成し、合理的配慮に留意した指導や支援を行います。

3 特別教育支援事業

学校教育課

介助員の配置等により、障がいのある児童生徒への適切な支援を行います。

4 情報教育の推進

学校教育課

学校の授業において、情報モラルを確実に身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成する支援体制づくりを推進します。

5 食育指導授業の実施

学校教育課

生活習慣の基本である食生活の習慣をきちんと身につけるための授業を行います。

6 関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施

学校教育課

児童生徒が抱えている様々な問題の解決を図るために、関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

7 外部指導者などを招いての学校教育の活性化

学校教育課

村上市の自然や風土、歴史を学び、様々な文化を体験することにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。

8 世代間交流の推進

学校教育課

総合的な学習の時間や特別活動での祖父母参観・職場体験学習等世代間交流を行う事業を実施します。

今後の方針・取組

教科の学習のみならず、情報教育、食育、世代間交流など、子ども一人ひとりの豊かな人生の実現につながる活動を引き続き行っています。
スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの活用などにより学校と福祉部門との連携強化を図ります。

2-2 教育費負担の軽減

1 就学援助事業

学校教育課

経済的な課題を持つ家庭を対象に、学校で必要な学用品費や給食費などを援助します。

2 奨学金貸与事業

学校教育課

自分の人生をたくましく切り拓いていくことのできる人材を育成するため、市奨学金制度の利用促進を図ります。

3 特別支援教育の就学奨励制度

学校教育課

小・中学校の特別支援学級や特別支援学校などでかかる費用の一部を補助する就学奨励制度を実施します。

4 新入学児童学用品費の入学期前支給

学校教育課

次年度入学予定者の保護者を対象とし、就学援助費の一部（新入学児童学用品費）を入学期前に支給する「入学期前支給」を実施します。

今後の方針・取組

子どもの、教育を受ける権利を守り、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を引き続き実施していきます。

3 生活の支援

関連する SDGs の目標



質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えるため、幼児教育・保育環境の充実により全ての子どもの幸せな未来づくりや貧困の世代間連鎖を断ち切ることにつなげます。

保護者が就労等で家を空ける時間が長い家庭であっても、小学生、中学生、中学校を卒業した後の子どもたちが安心して過ごせる場の確保・提供に努めます。

子どもの健やかな育ちには、母親の妊娠・出産期からの親子の健康づくりが重要です。子育て・生活に関する困難や悩み等を解決に結びつける各種の支援へつなげるとともに、次代を担う子どもたちの就労支援等にも努めます。

子どもの育つ環境をよりよくするための、住まいや生活環境に関する多方面からの支援に努めます。



3-1 子育て支援と保護者の生活支援

1 離乳食指導（離乳食赤ちゃん教室）	保健医療課・地域振興課
7～8か月児を持つ保護者を対象に、離乳食を中心とした健康相談事業を実施します。	
2 栄養相談	保健医療課・地域振興課
乳幼児健診で、偏食や小食など、栄養に関する心配事に応じながら、乳幼児の適切な食事について栄養指導を行います。	
3 妊婦健康診査	保健医療課・地域振興課
安心して出産を迎えることができるよう、妊娠健康診査受診票（14回分十子宮頸がん検診）を交付することで、妊婦が定期的に行う健診費用を助成します。	
4 子育て支援センター事業	こども課
乳幼児を持つ保護者に対して育児支援を行いながら、離乳食や幼児食に関する栄養相談を実施します。	
5 多様な保育サービス	こども課
勤務形態の多様化に伴い、就労と子育ての両立を図るため、延長保育、土曜保育、休日保育を行います。また、就労等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を対象に一時預かり事業を行います。	
6 放課後児童健全育成事業	こども課
女性の社会進出に伴い共働きが増加したことにより学童保育所利用のニーズが高まっています。就業等により、平日や土曜日、夏休みなどの長期休業期間において、昼間留守家庭となる世帯の児童を保育します。	
7 肥満体格調査	こども課
全保育園で1年に1回、体重・身長測定を実施します。園だより等を通じて、健康管理や食育活動の推進を行います。	

今後の方針・取組

妊娠・出産期からの相談支援の充実を図るとともに、親子の健康づくりや食の大切さを理解してもらう取組を進めます。
子どもの健全な育ちのために、幼児教育・保育環境の充実など子育て支援を引き続き推進します。

3-2 子どもの生活と就労支援

1 親子の料理教室	保健医療課・地域振興課
食生活改善推進委員等と協働で、各地区の親子を対象に、親子料理教室を実施し、郷土料理やバランス食の普及等、食育を推進します。	
2 子育て支援センター食育事業	こども課・地域振興課
各地区の子育て支援センターで調理実習(野菜を多く摂る食事、簡単にできる離乳食、手作りおやつなど)等を行い、子育て中の保護者へ食育を推進します。	
3 若者への就労支援	地域経済振興課
地域若者サポートステーションと連携し、就労に向けた取組を推進するとともに、関係機関と連携した相談体制の充実を図り就労を目指す若者を支援します。	
4 高校生向けの就職説明会や職場見学	地域経済振興課
高校生向けの就職説明会や職場見学などの開催により、若者の地元就職を促進します。	
5 キャリア・スタート・ウィーク事業	学校教育課
キャリア教育の中心的活動として、中学校において職場体験を行うことにより、子どもたちの勤労観、職業観を育てます。	
6 青少年スポーツ団体の育成事業	生涯学習課
各種スポーツ活動を通して、子どもたちの健全育成を図るため、市内のスポーツ少年団活動を推進します。	
7 子どもを対象としたスポーツ教室の開催	生涯学習課
各地域で総合型地域スポーツクラブが実施する事業において、子どもたちがスポーツの楽しさや喜びを実感し、体力や運動能力を高める機会の充実を図ります。	

今後の方針・取組

食、運動、社会体験など、子どもが自らの育ちの力を伸ばしていけるよう、様々な事業を通じて支援していきます。
中学生の職場体験など、子ども自身の将来の就労や仕事に対する意識づくりにつながる事業を実施していきます。

3-3 生活全般や環境に関する支援

1 児童館事業

こども課

児童の遊び場、情操を育む場として、市内 4 か所の児童館において児童の健全な遊び場を提供します。

2 児童遊園地及びプール事業

こども課

児童に健全な遊び場を提供し、交通事故や水難事故を防止するとともに、児童の健康増進を図るため、児童遊園地及び地区プールの施設管理を行います。

3 屋内の遊び場整備

こども課

天候に関係なく、子どもたちが安心して遊べる屋内遊び場を提供します。

4 通学安全確保対策事業

学校教育課

自転車通学用ヘルメットの支給、遠距離児童生徒路線バス定期券購入補助等の実施により児童生徒の交通安全確保に努めます。

5 スクールバス事業

学校教育課

遠距離通学に伴い、スクールバスを運行し児童生徒の登下校の安全を図ります。また、乗車時間が長時間とならないよう、かつ合理的な運行を実施します。

今後の方針・取組

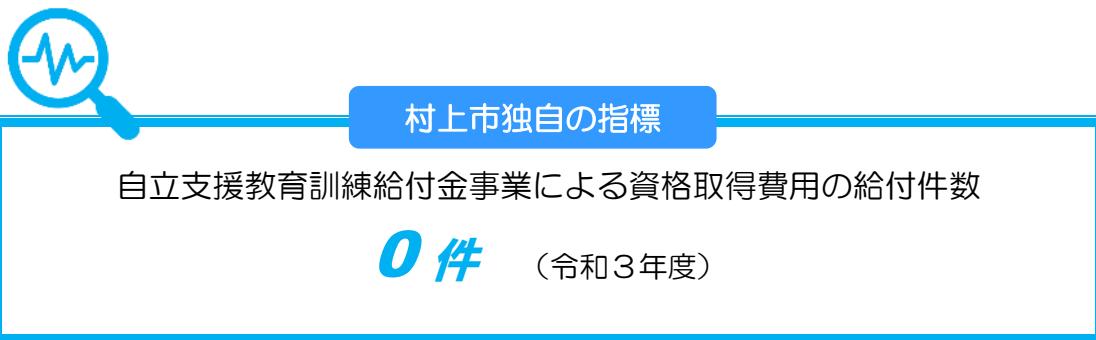
子どもが安心して過ごせる居場所や遊び場を整備するとともに、通学などに係る安全な生活環境づくりに努めていきます。

4 就労の支援

関連するSDGsの目標



子どもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保も求められます。子育て世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、職を得るため、また、所得の増大に資するための就労支援を行い、仕事と両立して安心して子どもを育てられるよりよい就労環境の確保や、就職につながる資格取得の支援、情報提供を行います。



4-1 保護者の就労支援

1 自立支援教育訓練給付金事業

こども課

厳しい経済状況の中、母子家庭の母などは、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、母子家庭等に対する自立支援策の一環として、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業をより効果的に促進するため、資格取得費用を給付します。

2 高等職業訓練促進給付金等事業

こども課

母子家庭又は父子家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、資格取得に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における一時金を支給します。

3 求人情報の提供（ハローワークと連携）

地域経済振興課

雇用の確保、就労率の向上、市内企業の人材確保のため、ハローワークで毎週作成している「求人情報」を市内各所に配置します。また、将来を担う若者が意欲を持って就業し、経済的に自立できるようにハローワークと連携し支援を行います。

4 企業訪問

地域経済振興課

企業側の経営状況、雇用状況等の情報収集及び第2期村上市子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査の結果を含め、企業訪問を実施し、子育てを維持するのに不可欠な多様な職場の確保に努めます。

5 仕事と生活の調和実現に向けた情報提供・周知

地域経済振興課

仕事と生活の調和について相談・助言を行う専門職等の養成が必要となっています。企業が仕事と生活の調和のための取組を進めるためには、管理職や従業員の意識改革の方法などについて専門家等のアドバイスを受けることが有効です。そのため、社会保険労務士等の活用を含め国、県、関係機関等との連携を図りながら推進します。また、情報提供や企業間の情報交換ができるよう周知に努めます。

6 一般事業主行動計画策定の推進

地域経済振興課

「次世代育成支援対策推進法」により、101人以上の労働者を雇用する事業主は、一般事業主行動計画を策定する努力義務があります。そのため、一般事業主行動計画を策定するよう啓発します。

今後の方針・取組

家庭の安定的な経済基盤を築く観点から、保護者の就労・所得の向上に資する支援を実施していきます。事業を知らないことで支援を受けられないといったことがないよう、就労支援に関する事業の周知に努めます。

4-2 職業生活の安定と向上のための支援

1 男女共同参画社会の実現

市民課

「第3次村上市男女共同参画計画」に基づき、男女がそれぞれの個性を認め合いながら、協力し支え合えるまちづくりを目指します。

2 企業・団体等に対する人権啓発の推進

市民課・地域経済推進課

公正な採用選考など人権に配慮した適正な対応が図られるよう、公共職業安定所や商工会議所・商工会や岩船郡村上市雇用対策協議会など関係機関と連携を密にし、啓発に努めます。

3 就労環境の改善強化

地域経済振興課

企業とともに職場環境の改善に対する取組を推進します。また、ハッピー・パートナー企業登録の認定を促進し、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境の充実を図ります。

4 仕事と子育ての両立支援制度の周知 (1-1-12 再掲)

地域経済振興課

就労支援制度等について、地域経済振興課で実施している企業訪問などを通して、雇用者への周知と協力依頼を行います。

今後の方針・取組

仕事と子育てが両立できるよう、また、子どもと家族がゆとりを持って接する時間を確保できるよう、適正な職場環境の確保も含めた取組を企業や団体とともに進めています。

5 経済的支援

関連するSDGsの目標



子育て世帯に対し、保護者の就労状況や健康状態に関わらず日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、2-2にあげた教育費負担の軽減に加え、出産・育児や健康・医療に関する手当の支給、各種サービスの利用料の減免など経済的支援を行います。

また、多子世帯や、障がい者（児）のいる家庭など、各家庭の状況に応じ手当を支給するほか、各種負担の軽減を図り、家庭の経済的安定が図れるよう支援します。



5-1 子育てに関する経済的支援

1 乳児紙おむつ処理支援事業	保健医療課・地域振興課
----------------	-------------

子育てに関する経済的支援として満3歳未満の乳幼児を持つ親等に紙おむつ処理のためのごみ袋を配布します。

2 妊産婦の医療費助成	保健医療課・地域振興課
-------------	-------------

医療費の一部を助成することで、疾病の早期発見、早期治療につながり、妊産婦が安心して出産、子育てできる環境を整えます。

3 不妊・不育治療費助成事業	保健医療課・地域振興課
----------------	-------------

不妊、不育に悩む夫婦を対象として、保険適用外の治療にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

4 特別児童扶養手当	福祉課
------------	-----

精神又は身体に一定の障がいを有する児童を養育している人に手当を支給します。障がい児の福祉の増進を図る目的で20歳未満の障がい児を家庭で監護・養育している父母等に支給します。

5 子ども医療費助成事業	こども課
--------------	------

子どもの保護者の経済的負担の軽減を図るために、子どもの医療費の一部を助成します。

6 児童手当	こども課
--------	------

以下の支給対象となる児童を養育している方に、児童手当を支給します。

- ・0歳から中学校修了前まで（15歳到達後最初の3月31日まで）
- ・日本国内に居住している（留学中の場合を除く）
- ・児童養護施設に入所している児童は施設の設置者などに支給

7 副食費の助成	こども課
----------	------

子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園に通い、一定要件を満たす児童の副食費についての助成を行います。

今後の方針・取組

出産、育児、健康、医療など、子育てに関する様々な側面からの経済的な支援を組み合わせ、子育て家庭の生活安定につなげていきます。

5-2 家庭の状況に応じた経済的支援

1 生活保護制度

福祉課

生活に困っている全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その人が自立した生活を送れるよう支援します。

2 住居確保給付金

福祉課

離職又は自営業の廃業により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）の住居確保給付金を支給します。

3 子育て応援タクシー利用補助金

こども課

妊娠の陣痛時及び子どもの具合が悪いときで、タクシー利用がやむを得ない場合のタクシー料金を補助します。

4 学童保育所利用料減免制度

こども課

特別な理由により、学童保育所の利用料を徴することが適当でないと認められる世帯及び多子世帯の利用料を減額又は免除します。

5 ひとり親家庭等医療費助成事業

こども課

ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、対象者が負担すべき額から一部負担金を差し引いた額を助成します。

6 児童扶養手当事業

こども課

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童の心身の健やかな成長を願い、児童が育成される家庭生活の安定と自立促進のために手当を支給します。

7 保育料及び副食費の多子軽減制度

こども課

生計を一にする子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに保育料は第2子目半額、第3子目以降無料、副食費は第3子目以降無料とします。

今後の方針・取組

それぞれの家庭が持つ課題に応じて、生活の安定に資するための支援を実施していきます。

子ども・子育てや児童福祉に係る制度だけではなく、生活保護法や生活困窮者自立支援法などの関連法制に係る制度を一体的に捉えて施策を推進していきます。

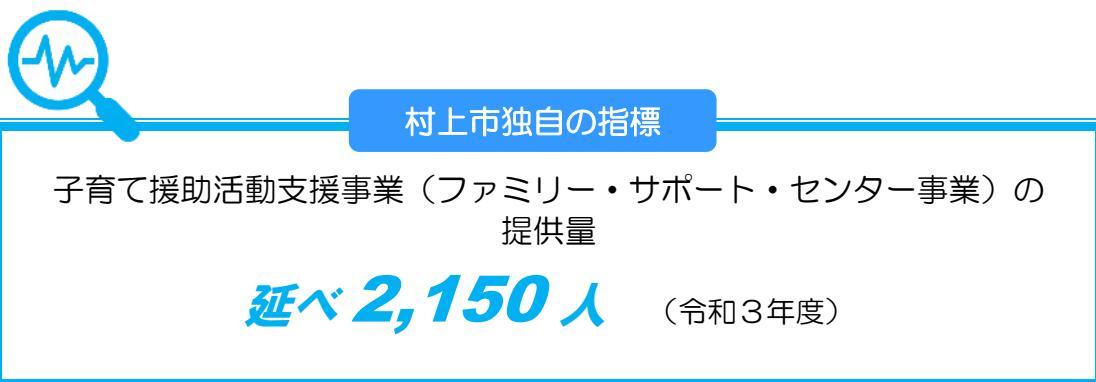
6 社会全体での支援

関連するSDGsの目標



相対的な貧困等による問題は一見しただけでは把握しにくく、地域に根差した市民活動等による「気づき」や、行政によるいわゆる「公助」の仕組みだけではない「地域ぐるみ」の支え合いが重要です。

より地域の実情に即した支え合いを実現するため、各地域で活躍する市民活動についての周知や、団体への支援を通じて地域での支え合いの普及拡大を図ります。



6-1 地域における支援

1 食生活改善推進事業

保健医療課・地域振興課

食生活改善推進委員が中心となり、地域全体を対象として食生活を改善させることを目的とし、若い世代から高齢者の方まで食育に関心を持ってもらい、家族単位で健康的な食生活が推進できるように健康食普及を推進します。また、地域文化祭事業では地域公民館等との共催事業として健康食普及を推進します。

2 生活困窮家庭対象の学習支援事業

福祉課

小中学生を対象に、学習習慣の定着及び基礎学力の向上を支援します。また、学習以外でも各種悩み相談に対応します。

3 ファミリー・サポート・センター事業

こども課

子育ての手助けをしてほしい人と、お手伝いをしたい人の相互援助活動を有料で行う会員組織です。相互活動を推進するため利用者に補助金を交付します。

4 ふれあい交流事業

こども課

地域住民とともに交流会、畠づくり、伝統行事、茶会、夏祭り、調理体験など様々な活動を通して交流を深め、主体的な子育て支援の場を提供することで、ともに楽しみながら思いやりの心、子育てへの関心を深めることを図ります。地域全体で子育てを支援するという意識づくりにもつながり、子育てしやすい環境づくりの一つとしての機能も担います。

5 地域未来塾

学校教育課

子どもたちへの学習支援・相談を一層充実し、学習上のつまずきを解消したり、学習意欲の向上を図ったりするとともに、子どもたちが主体的に学習習慣・生活習慣を改善することを目的に、中学生を対象に夏休みや放課後など期間を設けて実施します。

6 放課後子ども教室推進事業

生涯学習課

学校の子どもを対象とし、支援ボランティアやPTA、地域の方々の協力を得て体験活動等を行っています。放課後子ども教室事業は、子どもたちにとって社会性や自主性、規範意識を醸成する場、地域の大人にとって、学びの成果を生かし、地域の活性化を図る場として、子どもたちへの学習・体験・交流等の活動機会の提供を行います。

7 青少年指導活動

生涯学習課

青少年の問題行動の早期発見や未然防止を図るために、巡回指導を行います。定期巡回（子どもたちが問題行動を起こしやすい箇所を日中に巡回）と地区巡回を実施します。また、祭り等の巡回については、村上警察署や各地区市民会議等と協力して実施します。

8 子どもの体力向上事業

生涯学習課

スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブによる遊びや野外活動、文化活動、体験活動など、子どもたちのライフスタイルや体力、興味、目的に対応した事業を開催し、子どもたちが身体を動かすことの喜びを体験させながら、体力づくりと仲間づくりを図ります。

9 地域学校協働活動事業を活用した地域との連携

教育委員会

地域における多様な団体や機関、保護者及び地域住民等が緩やかなネットワークを構築し、学校と地域が連携・協働して子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を支える環境を整えます。

今後の方針・取組

ファミリー・サポート・センターや放課後子ども教室など、地域の力で子ども・子育てを支える事業を推進するとともに、その利用を促す情報提供、補助金の交付等を実施していきます。

6-2 市民活動やボランティアへの支援

1 まちづくり情報誌への居場所活動の情報掲載

市民課

地域で住民の居場所の確保に向けた各種活動に取り組むまちづくり協議会等が、情報誌「むらかみ元気マガジン」を通じてその情報を紹介し、様々な市民に気軽に集える場の情報を周知していくことで、地域住民の見守り体制の強化につながり得る情報の周知に努めます。

2 食生活改善推進委員研修

保健医療課・地域振興課

地域で活躍する会員の資質向上を図るために、食育に関する知識の習得や食生活改善に関する内容の研修を行い、会員意識の向上を図り、地域への健康食普及推進につなげます。

3 市民向けのゲートキーパー養成講座の開催

保健医療課ほか

ゲートキーパーは、保健、医療、福祉、教育、経済、労働等の様々な分野において問題を抱え、自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援や相談へつなぎ、見守る役割を担います。

そのゲートキーパーを養成するための講座を市民向けに開催し、地域における対策の支え手を育成することで、市民に対する見守り体制の強化を図ります。

4 フードバンク活動等への支援

福祉課

フードバンク活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、様々な状況下にある生活困難者を支えます。

5 住民同士のつながりの強化

福祉課／社会福祉協議会

出前講座や健康教室などいろいろな事業を組み合わせ、地域住民が主体となっての取組が増やせるよう働きかけていきます。

6 生きづらさを抱えた人の居場所づくり

福祉課／社会福祉協議会

コミュニケーションをとるのが苦手、仕事が続かないなど様々な生きづらさを抱えた人が集まる居場所「生きづらさを抱えた方の居場所（みつば）」を実施します。

7 地域とともにある学校づくりの推進

教育委員会

学校と家庭・地域で願いや想いを共有する場や研修会を設定し、地域の諸機関・諸団体と連携・協働して子どもたちの健やかな成長を支える活動を実施します。学校と家庭・地域をつなぐコーディネーターの研修を充実させ、活動の円滑な推進を図ります。

8 読み聞かせボランティア養成講座

生涯学習課

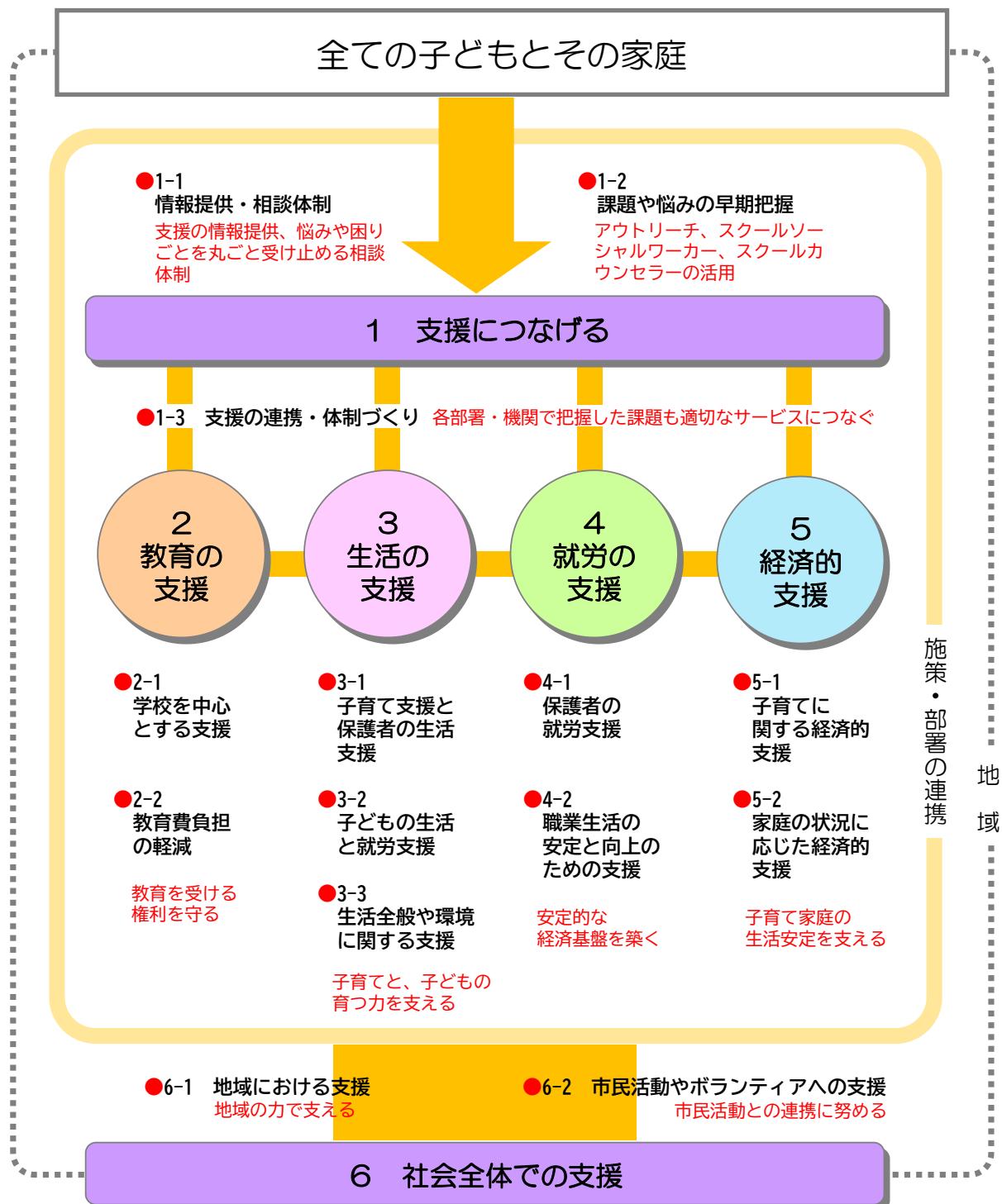
外部講師を招き、読み聞かせボランティアの養成や技術向上を目的に講座を開催します。

今後の方針・取組

子どもや家庭を対象に、居場所や学習、食・食材の提供などの支援を行う市民活動やボランティアについて、地域資源の開拓と担い手の育成、活動そのものへの支援のほか、市民に対する周知の支援を実施していきます。また、市民活動と市の取組との連携強化に努めます。

■ 施策の展開 全体のイメージ

第3章3(2) 施策の連携(P66)に示した連携イメージに対し、第4章「施策の展開」の主な要素をまとめると以下のようになります。



第5章

計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 子どもの貧困に関する指標

本計画を推進するためには、行政及び地域の横断的な連携が必要であり、市民、地域、関係者の理解と主体的な活動も欠かせません。また、計画の実効性を高めるためには、適宜に市の状況を把握し、PDCA サイクルに従って評価等を行うことが重要です。

第5章では、そうした計画の推進に係る体制や方針についてまとめます。

1 計画の推進体制

本計画の取組は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくりなどの広範囲にわたることから、全庁をあげて施策を推進していきます。

また、社会全体で取り組むために、家庭、地域、学校、NPO 法人などの関係団体が本計画の基本理念を共有し、それぞれが連携しながら主体的な取組を行えるよう、常に広報・情報提供に努めます。

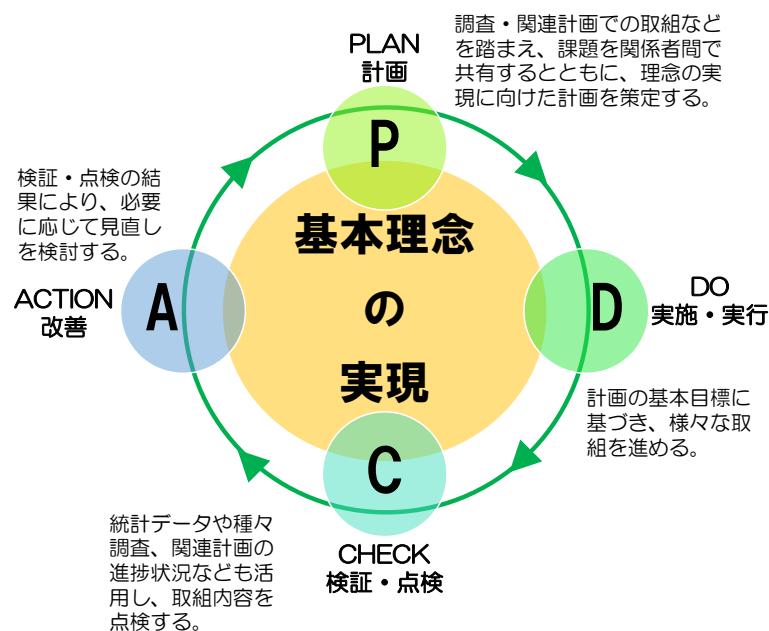
市は、市民に最も近い行政として、子どもやその家庭のニーズ、置かれている状況、年齢及び発達の程度に応じた子ども自身の意見を把握するよう努め、国や新潟県等の取組を十分に活用するよう図ります。また、国や新潟県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うよう努めます。

2 計画の進行管理

本計画は、令和5年度からの5年間を計画期間としますが、計画期間中においても、国の法律や大綱の見直し、県の計画、本市の他計画、社会情勢等の動向を踏まえ、PDCA サイクルにより必要に応じた見直しを検討します。

本市の子どもと子育て家庭の状況変化などにも対応するため、村上市子ども・子育て会議を活用し、特に関連の深い「村上市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況とも整合性を確保しつつ改善・推進を図ります。

▼ PDCAサイクル



3 子どもの貧困に関する指標

国大綱に掲げる 39 の指標について、国、県及び村上市の現況は以下のとおりです。

※「-」は、数値を算出していないもの

【教育の支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	全国	93.7%	厚生労働省調べ (R2.4.1)
		新潟県	97.0%	厚生労働省調べ (R2.4.1)
		村上市	100%	村上市調べ (R4.3月)
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	全国	4.1%	厚生労働省調べ (R2.4.1)
		新潟県	4.5%	厚生労働省調べ (R2.4.1)
		村上市	-	-
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率	全国	37.3%	厚生労働省調べ (R2.4.1)
		新潟県	43.6%	厚生労働省調べ (R2.4.1)
		村上市	25.0%	村上市調べ (R4.3月)
4	児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後)	全国	96.4%	厚生労働省調べ (R2.5.1)
		新潟県	93.3%	厚生労働省調べ (R2.5.1)
		村上市	-	-
5	児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校等卒業後)	全国	30.0%	厚生労働省調べ (R2.5.1)
		新潟県	43.8%	厚生労働省調べ (R2.5.1)
		村上市	-	-
6	ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育所・幼稚園等)	全国	81.7%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)
		新潟県	72.8%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	-	-

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
7	ひとり親家庭の子どもの進学率 (中学校卒業後)	全国	96.3%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
8	ひとり親家庭の子どもの進学率 (高等学校等卒業後)	全国	58.5%	全国ひとり親世帯等調査 (H28.11.1)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
9	全世帯の子どもの高等学校中退率	全国	1.3%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		新潟県	1.1%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		村上市	—	—
10	全世帯の子どもの高等学校中退者数	全国	34,965人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		新潟県	578人	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(R1年度)
		村上市	—	—
11	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (小学校)	全国	66.6%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
		新潟県	29.6%	県教育庁生徒指導課調べ (R1年度)
		村上市	69.2%	村上市調べ(R3年度)
12	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 (中学校)	全国	72.1%	文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
		新潟県	41.6%	県教育庁生徒指導課調べ (R1年度)
		村上市	100%	村上市調べ(R3年度)

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
13	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	全国	91.6%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(R2年度)
		新潟県	100%	実績値(R3年度)
		村上市	100%	実績値(R3年度)
14	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	全国	98.0%	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査(R2年度)
		新潟県	100%	実績値(R3年度)
		村上市	100%	実績値(R3年度)
15	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合)	全国	78.7%	文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	96.7%	文部科学省調べ(R2年度)
		村上市	100%	実績値(R3年度)
16	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(小学校)	全国	82.3%	文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	80.0%	文部科学省調べ(R2年度)
		村上市	100%	実績値(R3年度)
17	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(中学校)	全国	83.8%	文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	80.0%	文部科学省調べ(R2年度)
		村上市	100%	実績値(R3年度)
18	高等教育の修学支援新制度の利用者数(大学)	全国	19.9万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	196人	※県立大のみの値(R3.6)
		村上市	—	—

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
19	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (短期大学)	全国	1.4万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
20	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (高等専門学校)	全国	0.3万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
21	高等教育の修学支援新制度の利用者数 (専門学校)	全国	5.5万人	日本学生支援機構調べ、文部科学省調べ(R2年度)
		新潟県	1,533人	※私立専門学校のみの値(R3.6)
		村上市	—	—

【生活の安定に資するための支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
22	電気、ガス、水道料金の未払い経験(ひとり親世帯)	全国	電気料金 14.8% ガス料金 17.2% 水道料金 13.8%	生活と支え合いに関する調査(H29)
		新潟県	—	—
		村上市	電気料金 12.5% ガス料金 16.9% 水道料金 16.0%	村上市子どもの生活に関する実態調査(R3年度)より(小1・小5・中2・16-17歳保護者回答の平均)

	指 標	全国・県・村上市の数値			出典(時点)
23	電気、ガス、水道料金の未払い経験(子どもがある全世帯)	全国	電気料金 5.3%	生活と支え合いに関する調査(H29)	
			ガス料金 6.2%		
		村上市	水道料金 5.3%		
24	食料又は衣服が買えない経験(ひとり親世帯)	全国	電気料金 3.1%	村上市子どもの生活に関する実態調査(R3年度)より(小1・小5・中2・16-17歳保護者回答の平均)	
			ガス料金 2.5%		
		村上市	水道料金 2.8%		
25	食料又は衣服が買えない経験(子どもがある全世帯)	全国	食料 34.9%	生活と支え合いに関する調査(H29)	
			衣服 39.7%		
		村上市	食料 59.7%	村上市子どもの生活に関する実態調査(R3年度)より(小1・小5・中2・16-17歳保護者回答、「よくあった+ときどきあった+まれにあった」の平均)	
		全国	衣服 80.0%		
			食料 16.9%		
		村上市	衣服 20.9%		
		新潟県	食料 16.4%	村上市子どもの生活に関する実態調査(R3年度)より(小1・小5・中2・16-17歳保護者回答、「よくあった+ときどきあった+まれにあった」の平均)	
			衣服 19.2%		

	指標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
26	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(ひとり親世帯)	全国	重要な事柄の相談 8.9% いざという時のお金の援助 25.9%	生活と支え合いに関する調査(H29)
			新潟県 —	
			村上市 —	
27	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合(等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位)	全国	重要な事柄の相談 7.2% いざという時のお金の援助 20.4%	生活と支え合いに関する調査(H29)
			新潟県 —	
			村上市 —	

【保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
28	ひとり親家庭の親の就業率 (母子世帯)	全国	80.8%	国勢調査(H27)
		新潟県	94.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—
29	ひとり親家庭の親の就業率 (父子世帯)	全国	88.1%	国勢調査(H27年)
		新潟県	96.2%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—
30	ひとり親家庭の親の正規の職員・従事者の割合 (母子世帯)	全国	44.4%	国勢調査(H27)
		新潟県	48.7%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—
31	ひとり親家庭の親の正規の職員・従事者の割合 (父子世帯)	全国	69.4%	国勢調査(H27)
		新潟県	81.1%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—

【経済的支援】

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
32	子どもの貧困率 (国民生活基礎調査)	全国	13.5%	国民生活基礎調査(H30)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
33	子どもの貧困率 (全国消費実態調査)	全国	7.9%	全国消費実態調査(H26)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
34	ひとり親世帯の貧困率 (国民生活基礎調査)	全国	48.1%	国民生活基礎調査(H30)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
35	ひとり親世帯の貧困率 (全国家計構造調査)	全国	53.4%	全国家計構造調査 (R1年度)
		新潟県	—	—
		村上市	—	—
36	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (母子世帯)	全国	42.9%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	61.3%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—
37	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 (父子世帯)	全国	20.8%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	30.1%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—

	指 標	全国・県・村上市の数値		出典(時点)
38	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (母子世帯)	全国	69.8%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	31.7%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—
39	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合 (父子世帯)	全国	90.2%	全国ひとり親世帯等調査 (H28年度)
		新潟県	73.5%	新潟県ひとり親家庭等就労実態アンケート調査 (R1年度)
		村上市	—	—

村上市独自の指標

市内の状況を把握し、点検しながら計画を推進するため、参考とする指標を独自に設定し、定期的に点検します。

	指 標	数値	時点
1	総合相談窓口の相談対応件数	107件	令和3年度
2	就学援助制度の受給率(小学生)	16.3%	令和3年度
3	子育て支援センターの利用数	延べ899人	令和3年度
4	自立支援教育訓練給付金事業による資格取得費用の給付件数	0件	令和3年度
5	子ども医療費の助成件数	延べ70,760件	令和3年度
6	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の提供量	延べ2,150人	令和3年度

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 村上市子ども・子育て会議委員

1 計画策定の経過

日時・場所	会議の開催経過等
令和3年8月11日(水) 午後2時00分～ 午後4時00分 村上市役所4階大会議室	令和3年度 第1回 子ども・子育て会議 ・計画策定のスケジュールについて ・アンケート調査等の概要について
令和3年10月19日(火) 午後2時30分～ 午後4時40分 村上市役所4階大会議室	令和3年度 第2回子ども・子育て会議 ・子どもの生活実態調査について
令和3年11月18日(木) ～12月14日(火)	村上市子どもの生活に関する実態調査 子ども・保護者調査の実施
令和3年11月～12月	村上市子どもの生活に関する実態調査 関係団体等への調査の実施
令和4年3月25日(金) 午後2時00分～ 午後4時20分 村上市役所4階大会議室	令和3年度 第3回子ども・子育て会議 ・村上市子どもの生活に関する実態調査報告書（案）について ・今後のスケジュールについて
令和4年6月1日(水) 午後2時00分～ 午後4時00分 村上市役所4階大会議室	令和4年度 第1回 村上市子ども・子育て会議 ・計画骨子案について ・調査等で見えてきた課題について ・計画名称について
令和4年10月7日(金) 午後2時00分～ 午後5時20分 村上市役所第5会議議室	令和4年度 第2回 村上市子ども・子育て会議 ・村上市子どもの未来応援プラン（素案）について
令和4年11月4日(金) 午後2時00分～ 午後4時10分 村上市役所第5会議議室	令和4年度 第3回 村上市子ども・子育て会議 ・村上市子どもの未来応援プラン（素案）について ・パブリックコメントについて
令和4年12月1日(木)～ 12月21日(水)	パブリックコメント（意見公募）の実施
令和5年1月16日(月) 午後2時00分～ 午後〇時〇〇分 村上市役所第5会議議室	令和4年度 第4回 村上市子ども・子育て会議 ・村上市パブリックコメント手続を行う案件に対する意見の結果 について ・村上市子どもの未来応援プラン（素案）について
令和5年〇月〇日(〇)	村上市子どもの未来応援プラン（案）の答申

2 村上市子ども・子育て会議委員

令和3年度

(敬称略)

		氏名	号数	備考
1	1	遠 藤 梢	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡 PTA 協議会 理事
2	2	竹内 綾子		瀬波保育園保護者会 役員 (~R3.8.27)
		阿部 しほり		第一保育園父母の会 会長 (R3.8.28~)
3	3	神田 美幸		あらかわ保育園保護者会 元会長 (~R3.8.27)
		渡部 悠里		村上いづみ園父母の会 会長 (R3.8.28~)
4		剣持 樹		村上いづみ園父母の会 会長 (~R3.8.27)
5		齋藤 恵美子		館腰保育園保護者会 会長 (~R3.8.27)
6	4	平野 路子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員
7	5	黒子 秀雄		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事
8	6	長 千恵子		村上市主任児童委員
9		上島 秀樹		新潟県新発田地域振興局地域福祉課課長 (~R3.8.27)
10	7	加藤 英人	3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	NPO 法人おたすけさんぽく代表
11	8	富樫 恵子		【副委員長】 医療法人佐藤医院 あんず保育園 事務次長
12	9	大滝 かおり 小池 展子		学校法人北都健勝学園 事務局長 (~R3.8.27)
	10	工藤 いく子		NPO 法人村上 ohana ネット 副理事長 (R3.8.28~)
	11	斎藤 武		フードバンクさんぽく (R3.8.28~)
13	12	本間 まゆみ		一般社団法人 Natural 代表理事 児童発達支援所 はる (R3.8.28~)
	13	仙田 健		NPO 法人ここスタ
14	14	松田 洋平	4号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	村上市岩船郡中学校長会 会長 (R3.8.28~) 村上市立村上第一中学校長
15	15	仲 真人		村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長
				【委員長】 新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科 准教授

アドバイザー

	小池由佳	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
	藤瀬竜子	新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 准教授

令和4年度

(敬称略)

	氏名	号数	備考
1	鈴木みず穂	1号委員 子どもの保護者	村上市岩船郡PTA協議会 理事
2	飯島渚		山居町保育園 父母の会 会長
3	渡部悠里		村上いづみ園父母の会 会長
4	平野路子	2号委員 関係団体の推薦を受けた者	村上市社会教育委員（兼村上市公民館運営審議会委員）
5	伊藤健一 市井栄吉		村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事（～R4.11.30） 村上市民生委員児童委員協議会連合会 理事（～R4.12.1～）
6	長千恵子		村上市主任児童委員
7	加藤英人		NPO法人おたすけさんぽく 理事長
8	富樫恵子	3号委員 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	【副委員長】 医療法人佐藤医院 あんず保育園 事務次長
9	小池展子		NPO法人村上ohanaネット 副理事長
10	工藤いく子		フードバンクさんぽく 代表
11	齋藤武		一般社団法人Natural 代表理事 児童発達支援所 はる
12	本間まゆみ		NPO法人ここスタ
13	仙田健	4号委員 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	村上市岩船郡中学校長会 会長 村上市立村上第一中学校長
14	松田洋平		村上市岩船郡小学校長会 会長 村上市立村上小学校長
15	仲真人		【委員長】 新潟青陵大学短期大学部幼児教育学科 教授

アドバイザー

小池由佳	新潟県立大学 人間生活学部 子ども学科 教授
藤瀬竜子	新潟青陵大学 福祉心理学部 社会福祉学科 教授

村上市子どもの未来応援プラン

(令和5年度～令和9年度)

発行年月：令和5年3月

編集・発行：村上市こども課

所 在 地：〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

電 話：0254-53-2111（代）